原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 代表者の氏名 理事長 小口 正範 (公印省略)

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項に おいて準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき,下記のとおり新型転換炉原 型炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名 理事長 小口 正範

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

所 在 地 福井県敦賀市明神町3番地

三 発電用原子炉の名称

名 新型転換炉原型炉施設

四 変更に係る事項

平成20年2月12日付け平成18・11・07原第4号をもって認可を受けた後,別紙1のとおり変更認可を受け、別紙2のとおり変更を届け出た新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙3のとおり変更する。

- 6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設
- 7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備 並びにその性能,その性能を維持すべき期間

五 変更の理由

- (1) ユニット型空気圧縮機の主要な仕様を性能維持施設に反映する。
- (2) ユニット型空気圧縮機及び原子炉補機冷却系代替冷却装置の設計及び工事の方法を追記する。
- (3) 受電先を 275kV 敦賀線から 77kV 立石線に切替え, 275kV 開閉所を供用終了する 受電系統の運用変更について追記する。

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成30年 5月10日	原規規発第1805108号	使用済燃料の譲渡しを含
		む廃止措置計画の変更,
		保管区域の設定場所及び
		容量の明確化等に伴う変
		更。
令和元年 7月22日	原規規発第1907223号	設備維持管理等の変更及
		び放射性気体・液体廃棄
		物の放出量の実績値反映
		に伴う変更。
令和3年 5月14日	原規規発第2105141号	新検査制度への移行に伴
		い、性能維持施設に関す
		る事項の追加、品質マネ
		ジメントシステムに係る
		事項等の追加に伴う変
		更。
令和4年 2月21日	原規規発第2202215号	セメント混練固化装置仕
		様反映等に伴う変更

変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備考
平成24年 3月22日	23原機(ふ)516	使用済燃料搬出期間の5年 繰り延べ,廃止措置完了 時期の5年延長に伴う変 更。
平成27年 4月27日	27原機(ふ)072	組織名称及び本部住所並 びに理事長交代に伴う変 更。
平成30年 4月2日	30原機(ふ)002	組織改編に伴う組織名称の変更。
令和4年 4月25日	令04原機(敦廃)002	理事長交代に伴う変更。

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設	6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設	
6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理(省略)	6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理(変更なし)	
6.2 性能維持施設の施設管理(省略)	6.2 性能維持施設の施設管理(変更なし)	
表 6-1 性能維持施設 (1/11) ~表 6-1 性能維持施設 (5/11) (省略)	表 6-1 性能維持施設 (1/11) ~表 6-1 性能維持施設 (5/11) (変更なし)	

				変	更前									変	更後					備考
無		I	I	ı	I	1	I	I	系の子が基準が担保の必要を表現。 系の研索対象機構 報の多の蒸液機能 部級が必然が高速 部級なポージング エージードが基準 開心、尿・レン反 ボン、解数収集 ボン・アクロール 水・ブルンがフール 水・ブルンがフール 水・ブルンがフール 水・ブルンがフール 水・ブルンがフール ボールを連び 横が、ボールを が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	和	ı	I	I	ı	ı	ı	I		原子存着機合注 素の研究が発療 器でみる務務機能 器である務務機能 整盤は になって でしている でしている では、 では、 では、 では、 では、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	・原子炉補機冷却系の代替冷却装置を設
維持管理後の解	体着手可能時期 原子炉本体解体 撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	旅去期間	建运解体别削	原子炉周辺設備 解体撤去期間	解存置去期間	維持管理後の解	体奢丰山能時期 原子炉本体解体 撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉本体解体 撤去期間	原士罗本体库体撤去期間	建屋解体期間	原子炉周辺設備 解体撤去期間	原子如周辺設備 解体概去期間	置することから、備
雑なすべき問題	servy Coming 主排気筒の維持完了まで	廃棄物処理進塁排気筒の維 特先了まで	復水器冷却水放水路の維持 完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建量及び構築物の汚染の 除去工事完了まで 毎日本縁組の結整ねへの指	★ 日 原 2 日 元 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2	除売」まで(原十炉煙産廃 体に準ずる)	貯蔵している重水の抜出完 了まで	設備ごとの代替冷却装置の 休用開始まで	維持すべき期間	主排気筒の維持完了まで	廃棄物処理建屋排気筒の維 特先丁まで	復水器冷却水放水路の維持 完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 徐去工事完了まで	使用者数料の施設外への損 出完了まで	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)	貯蔵している 重水の抜出売 了まで	設備ごbofk特洛却装置の 供用開始まで	考欄の「設置する計 画であり」の記載を
共	ローロー では、	・放射性物質の濃度を割近できる ・振程であること ・離構設が値にはいて筆報が発信 する状態であること	・放射性物質の濃度を測定できる 状態であること ・警報設を値において警報が発信 する状態であること	・気象観測データが記録できること	作値が警報設定値及びそ 3囲内で発生し、警報が正すること 3寸ること 回り事権の事権ユータロン	プを行えること ・放射性物質が漏えいするような有 ・放射性物質が漏えいするような有 ・がかがかがない、状態であること	3552 VIII		・運転量が基準値を満足し、各部 の運転状態に異常のないこと	如	・警報動作が警報設定値及びその 誤差範囲内で発生し、警報が正常 に動作すること	・放射性物質の濃度を測定できる 状態であること ・静敏限定値において警報が発信 する状態であること	・放射性物質の濃度を測定できる 状態であること ・撃線段で値において警報が発信 する状態であること	・気象観測データが記録できること	・警報動作値が警報設定値及びそのの影差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	現セニタリン ずるような有	意な損傷がない状態であること・・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であることと		・運転量が基準値を満足し、各部 の運転状態に異常 <i>の</i> ないこと	修正する。
施設 (6/11)	な後・校正及び警報動作状態の確認 ・	高級・校正及び警察動作状態の確認 :	点格・校正及び警察動作状態の確認 はにより機能を維持する	点検・校正により機能を維持する ・	校正及び警報動作状態の確認 機能を維持する	点検・校正により機能を維持する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	↑ 外観点検により機能を維持する	外観点検に対機能を維持する	系並の運転状態の確認により機能を維・ 特才る	施設 (6/11) 機能維持の方法	点検・校正及び警報動作状態の確認 により機能を維持する	点後・校正及び警報動作状態の確認 にJU機能を維持する	点検・校正及び警報動作状態の確認 はにり機能を維持する	点検・校正により機能を維持する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	正及び警報動作状態の確認 能を維持する		維持する	外観点検により機能を維持する	系術の運転状態の確認により機能を維 特する	
表6-1 性能維持	2000年	温楽氏は	監視機能	監視機能	監視機能	監視機能 漏えい防止機能 通へい機能		貯蔵機能	沙黎	表6-1 性能維持要求される機能	船 沿湊市	監視機能	監視機能	監視機能		監視機能漏えい防止機能	速~v機能 漏えい防止機能 速~v機能	虷巌機能	除熟物能	
铁光瓣 细小 操字對影 聯信	ダストモータ ・撮影:16 ・信服:14 ・信服:14 ・原本:16 ・17 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18	層 20.7 20.2 X 21.2	が水槽モニタ ・ 温数: 1-6 ・ (で 原) 原の (で を) (で 原) (で を) (で を) (で を) (で で) (で で) (で) ((条觀測裝置記錄計 ·基数:1台 ·位置:中央制御室	・ カーツメンケ よくマー・ 事業 第二 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1)上下部鏡付き円筒		- 基核:2推 - 直核:2 - 位置: 原子炉補助建屋內 - 積類: 積置: 何僅: 所予/2基	原子布補機/対熱交換器 - 馬教·13 - 化位置/原子炉補助建區內 - 化位置/原子炉補助建區內 - 平面 ,	股備、維持台数、位置、構造等	ダストモニタ ・黒教、1台 ・佐藤、東佐郎 (中国 大学	施業物の組織 臨床 気筒モーケ メストモータ ・指数・10 ・電腦 184(TU)ング・ケーレッコン ・世 整備 田:10 「~」 「	が水橋モニタ ・指数:1-6 ・行戦 (第7) ・衛雄:Nu(T)シンケアーツョン ・半離第:Nu(T)シンドラーション	な条拠測装置記録計 ・基数:1台 ・位置:中央制御室	キニタリングポスト ・基数:1-dr ・位	500上下部鏡付き円筒	團 鹽	值水的海 。 地数 2. 基 ·位置 : 原子學 4. 是 ·位置 : 原子學 4. 是 · 解 4. 课 6. 图 6. 是 · 容量: 75 m 3 × 2 基	原子存納機治却熱交換器 - 基数1.15 - 基数1.15 - 原子存制機管室式 原子存制機管室式 - 基数1.15 - 位置 原子存制的建量的 - 位置 原子存制的建量的 - 值 原子分割的。 - 音報、整置向吸込油卷水之了 - 音量、1.28 m 3.1c	
名務		1	1	1	1	1 1	1	_	1	茶	1	1	1	-	-		1	I	1	
(当報) 聯健	大師文書を表	務棄物心理建區排気筒 モニダ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし, 日本原子力発電株式会 社較質発電所兼用のも のを除く)	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社教質発電所兼用のものを除く)		外周コンクリート壁	重水庁槽	原子が静機冷却なけンプ		计禁 気簡モーク	発素的処理基础排気筒キープ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし、 日本原子力発電株式会 社教質発電所兼用のも のを除く)	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社教質発電所兼用のものを除く)	双外脏魄割里(無餘装置付) 置付) 百工行校練珍裝	がエルー 守的 4466 外周コングリート壁	重水貯槽	原子が神機冷却水ボン	
お金のマクス		屋外管理用の主要な設備				47.485	捧 追	重水系	原子疗補機冷劫系	設備等の区分		魔外管理用の主要な 設備					规幹	重水系	原子存補機合均系	
各型符合	t C cra vitau	放射線管理施設				1000	原士罗各網施設		その他原子 庁の 年 顕着設	施設区分		放射線管理施設					原子炉格納施設		その他所子がの解析で	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
表 6-1 性能維持施設 (7/11) ~表 6-1 性能維持施設 (8/11) (省略)	表 6-1 性能維持施設 (7/11) ~表 6-1 性能維持施設 (8/11) (変更なし)	

			変見	更前									変	更後					備考
46. 36	P I		1		ı	I	ı	ı		施	1		ı		I	I	ı	1	
維持管理後の解	体着手可能時期 原子中本体解体 戲去期間		原子炉本体解体 撤去期間		原子炉本体解体撤去期間	原子炉周辺設備解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体 撤去期間		維持管理後の解体着手可能時期	原子妇本体解体撤去期間		原子亞本格維体 療去期間		原子炉本体解体撤去期間	原子炉周辺設備解体機去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撤去期間	
開車をぐ十分形	Marty F C Mind Wath 計画アール機関の汚染 原の除去工事着手前まで		廃棄物処理建區の汚染の除 房 去工事着手前まで		雑固体廃棄物焼却設備の維 B 特完了まで	所内電源が77kVへの受電系 馬裕に切替完了まで	各建屋及び構築物解体工事 層手まで 指	で電源装置の供用開始まで		維持すべき期間	然料料機ブール建屋の汚染 馬のおま 事業手前まで		廃棄物処理雄闘の汚染の除 房 去工事着手前まで		雑国体廃棄物焼却設備の維 馬 特完了まで	所付電源がTRVへの受電系 原統に切替完了まで	各建屋及び構築物解体工事 房 着手まで	子価電源装置の供用期給ま 馬で	
名	日 50 総気ファン及び排気ファンの運転 に異常がない。状態であること		舎 ダファン 及び帯 ダファンの運転 ご異常っない 状態 でめること			住能維粹施設に電源を供給でき state cate	2.1.00 db	・手動態動脈作により、アイーカン 発電機が起動すること ルー・もン発電機関動機、アイーカン発電機が開発が開発があれる から発電機が開発が表するがある。 ・アイーセン発電機の運転が扱い。 ・アイーセン発電機の運転状態に 現在がない、必要な主機に対し 競技がない。必要な主機に対し 高級を在地できること		無	希 ダファン 及び 帯 ダファンの 画転 に 発発 がいさい 決議 のめん こ		常ダンゲン及び非致レデンの運売 ご異常がなった様であって			推荐施設に電源を供給でき	5状態であること	・年動題教権により、ディーカア 希職権が掲載すること ・ディーゼン名権権関制後、ディー セン名権権関制を、ディー アー・エーナン名権権の選択が アー・エーナン名権権の選択が 関係が次、必要が推議に対し 競技がない。必要な推議に対し 第各件格にきるし、	
信託 (9/11) 	で で	外観点検により機能を維持する	送風機·貯蔵室排風機·徒判室排風機 の運転状態の確認により機能を維持する	観点検により機能を維持する	非管理区域空闢機・非管理区域排風 機の運転状態の確認により機能を維持 する	電状態の確認により機能を維持する	へ 電状態の確認にい機能を維持する	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		BiX (5/11) 機能維持の方法	風機・排風機の運転状態の確認によ 機能を維持する	観点検により機能を維持する	送風機・貯蔵室排 風機・焼対室排風機 の運転状態の確認により機能を維持する	観点検により機能を維持する	非管理区域空調機、非管理区域排風 機の運転状態の確認により機能を維持 する	電状態の確認にい機能を維持する	2 電状態の確認にお機能を維持する	平動にアメーゼン品動後、軸流を供・ 浴できることの確認により機能を維持 する	
表6-1 性能維持	文人ともののの 空気気浄化機能 数別し上機能 り	次出 低減機能 🤌	登集を受ける機能を対し機能を対し機能を対し機能を対した機能を対した機能を対して機能を対して機能を対して機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対した機能を対して機能を対して、対して機能を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	次出任政機能 >>	ま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	電源供給機能	電源供給機能	电源供给機能 粉	π≃-ht. Ha also etc. itt. → οπ-	双O-1 11 記略付入要求される機能	公気浄化機能 故骸防止機能 9	汝出低減機能 多	空気浄化機能 対散防止機能 ス	汝出低減機能 9	尹 空気浄化機能 場	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能 終	
如何轉 额外 塊 写诗事 研证		・治教: 34 ・ (位置: ※称 Fr歳 アール 建屋内 ・ (種質: アレブイルター, 高性能フィル ター内臓 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	送服務 · 查數 24 · 查數 24 · 查數 24 · 每數 25 · 每數 25 · 可數 25 · 在數 35 100 km ³ /h · 古黎 25 · 在數 35 4 26 · 在數 35 4 26 · 有數 25 · 有 · 有 · 有 · 有 · 有 · 有 · 有 · 有	- 基数:24 	管理反応空調機 (循環ファン) - 台数・1:台 - 位置 原薬物処理建設内 - 管理区域排風機 - 合数・1:台 - 位置。廃棄物処理建設内	開所保線 · 陸線號: 2 · 陸線號: 2 · 重要: 3 · 基礎: 3 · 等權: 22.000kVA	阿爾尔森 特爾蒙 (位置: 處外 "衛家 丘器 "馬黎":	*発量-4,000kVA イーゼル発電機 活験1.1基 (位置タービン雑器内 ・種類:3科酸性同期式 ・管盤:5,000kVA ・電圧:6,90V		設備,維持台教,位置,構造等	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	47.4743ニンの1.7743ニンの1.7743ニンの1.7743ニンの1.7743ニンの1.7743に対象を発展力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	送恩機 ・「香菓: 海心式 ・「種類: 遠心式 ・香菓: 遠心式 ・香菓: 道心式 ・香菓: 2台 ・佐屋: 精維物処理機器内 ・佐屋: 精維物処理機器内 ・容量: 38.660/m³/h ・容量: 38.660/m³/h ・格型: 38.660/m³/h ・格型: 38.660/m³/h ・格型: 2台 ・佐屋: 落葉物処理機器内 ・香屋: 2台 ・佐屋: 落葉物処理機器内 ・香屋: 2台 ・佐屋: 落葉物処理機器内 ・香屋: 2台 ・佐屋: 落葉物処理機器内 ・香屋: 2台 ・佐屋: 香葉・ 2台 ・ 佐屋: 5号 ・ 2台 ・ 4号 ・ 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	イルタコニント ・1数に 24 ・1位 () () () () () () () () () (・予重:35,00m//n ・音数:1台 ・位数:1台 ・位置:落棄物処理準履内 ・音類IZ放抗風機 ・台数:1台 ・台数:1台	時期所除線 時線数:2 時線数:2 動放圧器 基数:1 「位置」最次:	用即所母線 1-年線数:1 - 位置: 医外 - 備変圧器: (77kV変圧器) - 指数:1 - 体 能 に 同 め	(18年 - 1908 A) (18年 - 1908 A) (18年 - 1908 A) (18年 - 18年 A) (18年 A) (・受電系統の切替え に伴い,予備電源か ら常時受電する電源
29.2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		別 	In.	<u>*</u> *	開 75kV	7kV · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I I		名称	<u> </u>	Γ	72 版 繁	Λ	# # 	排 775kV			へ変更となるため, 「予備変圧器」に
(当 収) 郭小祥	なmできた。 然料計業プーン種原換 気系		廃棄物心理		廃棄物処理建屋削御室 換気系	2. 2. 金麗系統	7	アイーガン溶晶液		散備(建屋)	然本野職ノーン建国権気が		廃棄物処 弾 雄蜃設備窪 換気系		廃棄物処理建屋制御室 換気系	2 2 C - 20 C - 2	文唱杀配	ディーゼル発電機	「(77kV変圧器)」を 併記する。
が無なってく	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	•	徽 文[改] 重				非常用電源設備			設備等の区分			章 公 次 楽		. ~ ~		非常用電源設備		
公立部本	ACCAN BANK AND ACCAN			その他原子炉の所属施設						施設区分				その古原子行の財魔施設					

								3	変更育	ή													変更	後				備考
	Cor His	1	——————————————————————————————————————	対象エリア Pylon属 設解体板去着手 時には、当該自動 大災機和設備の 在軍を停止する。	対象エリア内の施設解体権去着手時には、当該水消水の機能の供用を停止が	止する。 -	ı	ı	I	空冷式のユニット 型空気圧縮機を設 置する計画であ る。	使用済燃料搬出 ボーチでは、レベ ル1の放射性廃棄 物を蒸気放出プー ルに保管する計画 である。	使用溶線本搬出 完了以降、アペケ 10万枚中在廠業物 を使用溶燃料可線 イールに保管する	ı		a 表	I	ı	対象エリア内の施設解体権大者手権には、当該自動株では、当該自動大災機免験権の土産を開から、主義自動工業を開かる。	対象エリア内の施設等体被去着手時には、当該水消水設備の供用を停止。	الـ ع الم	1	1	1	空冷式のユニット 型空気圧縮機を設置する。	使用済然料務出 完了までは、レベ ルリの放射性廃棄 物を蒸気放出プー ルに保管する計画 である。	使用液燃料費出 光丁以底、レベタ 1の放射生腐棄物 を使用液燃料等 としてに溶性が 上してに溶性が 計画である。	1	・ユニット型空気圧縮機の記載の変更
影響	体着手可能時期 原子炉本体解体	※十が4・14・14・14・14・14・14・14・14・14・14・14・14・14	建屋解体期間			原子炉本体解体散去期間			原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	の参	Em HTP	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間	77 HL II V	子后大休飯休	※十が 全体 存 体 は 様 去 期 間			原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体 被去期間	原子炉本体解体 // 撤去期間	原子炉本体解体 1	原子炉本体解体撤去期間	神機の記載の多丈
	国の汚染の	* 1 またがらなる **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油タンクの供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用 開始まで	姚気設備解体撤去工事着手 まで	放射性固体廃棄物の蒸気放 出プールからの鞭出完了ま で	放射性固体廃棄物の使用済 熱料時酸プールからの搬出 完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで		き期間	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	経油タンクの供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用 加始まで	後気設備解体撤去工事着手 <u> </u> まで	放射性固体廃棄物の蒸気放 田プールからの敷田完了ま で	放射性固体廃棄物の使用済 養料時職プールからの搬田 光了まで	各建屋及び構築物の汚染の [] 除去工事完了まで	
:	出い言葉	大で,	・商業電源が幾失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること			・早期の消火を行えること			・設備の運転に異常がない状態であること	・設備の運転に異常がない状態であるにと	・校身性廃棄物が過えいし難い構 造であること	・死身性廃棄物が漏えいし難い構 造であること	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動 作すること		拼	・交流電源喪失時, 蓄電池側に正 4 常に切り替わること	・商業電源が喪失した場合に非常 用照明が点灯できる状態であるこ と	VE VIC		・早期の消火を行えること	All en	VE 36	・設備の運転に異常がない状態で こあること	・設備の通信に現金がなる状態であることをあった。	放射性廃棄物が漏えいい難い棒	が身体医療薬物が漏えいい難い等 造であること	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、プレーキが正常に動 作すること	
施設 (10/11)	78年 (停電時の充電状態の確認に	TON O THE POY O	通常状態の確認により機能を維持する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	系統の運転状態の確認により機能を維 持する	系術の運転状態の確認により機能を維 持する	外観点的により機能を維持する	ト観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点徴により機能を維持する	施設 (10/11)	性特の方法	通常時, 停電時の充電状態の確認に より機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持する 月	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持する	 	消防法に基づく点検により機能を維持 する	哨防法に基づく点検により機能を維持 する	ク運転状態の確認により機能を維 5	系術の運転状態の確認により機能を維・ 特寸る	・ 関点的により機能を維持する	・観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点検により機 能を維持する	
5-1 性能維持	4 C 19 MHZ	電源供給機能	照明機能	報知機能	消火機能	消火機能	消火機能	幾能	圧縮空気の供給機 能	圧縮空気の供給機・利能	瀬の一人を表現	編集なる	吊上げ・運搬機能	表6-1 性能維持施設	要求される機能	電源供給機能。	照明機能	報知機能	消火機能	消火機能	消火機能	初期消火機能	圧縮空気の供給機・済能	圧縮空気の供給機・済能	漸し、繊維	海太子が	吊上げ・運搬機能 覚	
1 1:	# i	- 近直 : パイパー加りままり ・種類: クラッド式エボナイト権密封形 ・ 客量: 2,500AH(10時間率) - 北州 田原町	非常用照明 • 基数: 一式 • 位置: 建屋全域	自動水災粮知設備 ·基数:一式 ·位置:建屋全域	水消火設備 •基数:一式 •位置:建屋全域	泡消火設備 •基数:一式 • 好醫 难 局 今城	. 让直, "是重去吸不活性型之消火股備 (校務	· 位置:建居主政 可模式開水器 · 基数:一式 · 位置:建居全域	空気圧縮機 ・基数・一式 ・位置: ターピン建屋内 ・容量: 11.5m ³ /min	ユニット型空気圧縮機・基数一式	素気が出フール ・基核・一式 ・位置:原子が種屋内	使用済燃料料が搬ブール ・基鉄・一式 ・位置:燃料計廠ブール種間内	グアーン設備・指数:一式	3	設備,維持台数,位置,構造等 蓄電池 一式 ・其勢・2其	- 佐屋: 原子が補助建屋内 - 佐屋: 原子が将工が十八権密封形 - 衛類: 2,500AH(10時間率) - 電圧: 115V	非常用照明 ·基数:一式 ·位置:建屋全域	自動火災報知設備 ·基数:一式 ·位置:建屋全域	水消火設備 · 基教: 一式 · 位置: 建屋全域	泡消火設備 ·基数:一式 ·位置:建屋全城	不活性ガス消火設備 (炭酸ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域	可搬式消火器 ·基数:一式 ·位置:建屋全城	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置: ダービン建屋内 ・容量: 11.5m3/min	至衛機 空気圧縮機小屋 /min	素気が出アール ・毒数・一寸 ・位置:原子炉準度内	使用必然が記載アーン ・事数・一・ ・位置:熱や野難ブール維屋内	グレーン設備 ・揺数:一式	
		听内用	_			I			1	1	1	1	1)名称	听内用	_			I			I	1	1	1	I	
	EN AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	蓄電池	非常用照明設備			消火設備				圧縮空気系設備	蒸気放出プール	使用済然料貯蔵プール	ケアーン設備		設備(建屋	吳昌舞	非常用照明設備			消火設備			1	圧縮空気系設備	蒸気校出アール	使用済然料貯蔵プール	ケレーン設備	
	大国本の大田	非常用電源設備					発電所補助系設備				田休蔭垂拗の22条約	=======================================	1		設備等の区分	非常用電源設備					発電所補助系設備				田休路事物のソ皇榮詩	*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	1	
	JBnX (ヘ)	その他原子炉の 附属施設								士要な施設					施設区分	その他原子炉の附属施設								主要な施設				

変更前	変更後	備考
表 6-1 性能維持施設(11/11)(省略)	表 6-1 性能維持施設 (11/11) (変更なし)	

変更前	変更後	備考
7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びに	7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備並びに	
その性能、その性能を維持すべき期間	その性能、その性能を維持すべき期間	・変更なし
性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃	性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃	
止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。	止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。	
廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲,機能又は性能につい	廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲,機能又は性能につい	
て変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって、専ら廃止措置のために使	て変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって、専ら廃止措置のために使	
用する装置を導入する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとす	用する装置を導入する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとす	
る。	る。	
7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法	7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法	
専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては,「5.1 廃止措置	専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては,「5.1 廃止措置	
の基本方針」に基づき,適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実	の基本方針」に基づき,適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実	
施し,また,「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に記載する「(4) 廃止措置	施し,また,「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に記載する「(4) 廃止措置	
のために導入する装置の安全設計」に基づき、装置の機能等に応じて日本産業	のために導入する装置の安全設計」に基づき、装置の機能等に応じて日本産業	
規格等の規格及び基準に準拠するとともに、必要に応じて漏えい及び拡散防止	規格等の規格及び基準に準拠するとともに,必要に応じて漏えい及び拡散防止	
対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。	対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。	
(1) セメント混練固化装置(省略)	(1) セメント混練固化装置(変更なし)	

変更前	変更後	備考	
図 7-1 セメント混練固化装置概略系統図~図 7-5 セメント混練固化装置設置工事工程	図 7-1 セメント混練固化装置概略系統図~図 7-5 セメント混練固化装置設置工事工程		
(省略)	(変更なし)		

変更前	変更後	備考
	7.2 性能維持施設の変更に係る設計及び工事の方法	
	7.2.1 原子炉補機冷却系の供用終了に伴う代替冷却装置の設置	・7.2 に「性能維持施
	(1) 目的	設の変更に係る設計
	原子炉補機冷却系は、廃止措置の進展に伴い、原子炉運転中と比較して必要な	及び工事の方法」に
	除熱対象機器が減少してきているものの, 原子炉補機冷却系のポンプの定格流量	ついて追加する。
	を維持するため、除熱が不要となった機器にも通水を実施している。このため、	
	原子炉補機冷却系による一括冷却方式から、「6 廃止措置期間中に性能を維持	・7.2.1に「原子炉補
	<u>すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に記載のとおり、除熱対象機器ごとに、その設</u>	機冷却系の供用終了
	<u>備の除熱容量を有した個別の代替冷却装置(以下「冷却装置」という。)を設置</u>	に伴う代替冷却装置
	して、除熱対象の設備と一体的に維持管理する分散型方式へ変更する。ただし、	の設置」について追
	圧縮空気系設備空気圧縮機については, 冷却水を使用しない空冷式に変更して原	加する。
	子炉補機冷却系の供用を終了する。	
	<u>(2) 冷却装置の概要</u>	
	原子炉補機冷却系による冷却水が必要な負荷は,令和4年3月末時点におい	
	て,以下に示す設備の機器のみとなり,除熱対象機器ごとに適切な冷却装置を設	
	置する。なお、これらの機器は、使用時のみ運転するものであることから、機器	
	運転に合わせて冷却水を供給する。	
	① 再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器	
	② 中央制御室換気系チリングユニット	
	③ 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ	
	④ 機器ドレン処理系廃液収集ポンプ	
	⑤ プール水冷却浄化系循環ポンプ	
	原子炉補機冷却系の供用終了に伴い実施する原子炉補機冷却系から冷却装置	
	への変更概要等については、「添付書類6 廃止措置期間中に性能を維持すべき	

変更前	変更後	備考
	発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明	
	書」の別添資料 3-1 として示す。	・7.2.1に「原子炉補
	また、冷却装置を構成する主要機器等の設計においては、研究開発段階発電用	機冷却系の供用終了
	原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会	に伴う代替冷却装置
	規則第10号。以下「研開炉技術基準規則」という。)に準拠し、次の①から④に	の設置」について追
	示すとおりとする。なお,研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基	加する。
	準への適合性について,「添付書類 6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電	
	用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」の	
	<u>別添資料 3-2 として示す。</u>	
	① 再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器冷却装置	
	(a) 系統構成	
	再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器冷却装置は、密閉型冷却塔及び	
	冷却水循環ポンプにより構成し、冷却水入口配管及び出口配管の一部につい	
	ては既設を供用する。	
	(b) 設計方針	
	1) 冷却塔	
	冷却塔は、製造メーカにおける密閉型の既製品とし、冷却能力は、原子	
	炉補機冷却系による冷却能力と同等以上のものを2個設置する。	
	2) 冷却水循環ポンプ	
	<u>冷却水循環ポンプは、製造メーカにおける既製品とし、冷却水流量は、</u>	
	<u>冷却塔の冷却能力に応じたものを2個設置する。</u>	
	3) 配管等	
	主要な配管の材料は、日本産業規格に準じたものとする。	
	(c) 設置場所	

変更前	変更後	備考
	原子炉補助建屋内(廃棄物処理室)及び屋外(原子炉補助建屋屋上)	
	(d) 機器等の仕様	・7.2.1 に「原子炉補
	主要な機器の仕様を表 7-1 に示す。	機冷却系の供用終了
	(e) 試験・検査	に伴う代替冷却装置
	本工事における試験・検査項目については、工事の工程に従い次の項目に	の設置」について追
	ついて、図 7-6 に示すとおり実施する。	加する。
	<u>・外観検査</u>	
	<u>・据付検査</u>	
	<u>・耐圧漏えい検査</u>	
	<u>(f) 工事工程</u>	
	再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器冷却装置の設置に関する工事	
	<u>工程を図 7-7 に示す。</u>	
	② 中央制御室換気系チリングユニット冷却装置	
	(a) 系統構成	
	中央制御室換気系チリングユニット冷却装置は、開放型冷却塔及び冷却水	
	循環ポンプにより構成し、冷却水入口配管及び出口配管の一部については、	
	(b) 設計方針	
	1) 冷却塔	
	冷却塔は、製造メーカにおける開放型の既製品とし、冷却能力は、原子	
	炉補機冷却系による冷却能力と同等以上のものを1個設置する。 「対する。」	
	2) 冷却水循環ポンプ	
	冷却水循環ポンプは、製造メーカにおける既製品とし、冷却水流量は、	
	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	

変更前	変更後	備考
	冷却塔の冷却能力に応じたものを1個設置する。	
	3) 配管等	・7.2.1に「原子炉補
	主要な配管の材料は、日本産業規格に準じたものとする。	機冷却系の供用終了
	(c) 設置場所	に伴う代替冷却装置
	原子炉補助建屋内(保全区域)及び屋外(原子炉補助建屋屋上)	の設置」について追
	(d) 機器等の仕様	加する。
	主要な機器の仕様を表 7-2 に示す。	
	(e) 試験・検査	
	本工事における試験・検査項目については,工事の工程に従い次の項目に	
	ついて,図7-6に示すとおり実施する。	
	<u>・外観検査</u>	
	<u>・据付検査</u>	
	・耐圧漏えい検査	
	• 機能検 <u>査</u>	
	<u>(f) 工事工程</u>	
	中央制御室換気系チリングユニット冷却装置の設置に関する工事工程を	
	図 7-7 に示す。	
	③ 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポンプ	
	<u>冷却装置</u>	
	(a) 系統構成	
	床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポン	
	プ冷却装置は,冷凍機及び循環ポンプを内蔵した冷却水循環装置等により構	
	成し,冷却水入口配管及び出口配管の一部については,既設を供用する。	
	(b) 設計方針	

変更前	変更後	備考
	1) 冷却水循環装置	
	冷却水循環装置は、製造メーカにおける既製品とし、床ドレン処理系床	・7.2.1 に「原子炉補
	ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポンプのジャケットに	機冷却系の供用終了
	原子炉補機冷却系による冷却能力と同等以上の冷却水を通水するものを1	に伴う代替冷却装置
	個設置する。	の設置」について追
	2) 配管等	加する。
	主要な配管の材料は、日本産業規格に準じたものとする。	
	(c) 設置場所	
	原子炉補助建屋内(廃棄物処理室地下1階)	
	(d) 機器等の仕様	
	主要な機器の仕様を表 7-3 に示す。	
	(e) 試験・検査	
	本工事における試験・検査項目については、工事の工程に従い次の項目	
	について、図 7-8 に示すとおり実施する。	
	<u>・外観検査</u>	
	<u>・据付検査</u>	
	・耐圧漏えい検査	
	<u>・機能検査</u>	
	<u>(f) 工事工程</u>	
	床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポ	
	ンプ冷却装置の設置に関する工事工程を図 7-7 に示す。	
	④ プール水冷却浄化系循環ポンプ冷却装置	
	(a) 系統構成	
	プール水冷却浄化系循環ポンプ冷却装置は,冷凍機及び循環ポンプを内	

変更前	変更後	備考
	蔵した冷却水循環装置等により構成し、冷却水入口配管及び出口配管の一	
	部については、既設を供用する。	・7.2.1 に「原子炉補
	(b) 設計方針	機冷却系の供用終了
	1) 冷却水循環装置	に伴う代替冷却装置
	冷却水循環装置は、製造メーカにおける既製品とし、プール水冷却浄化	の設置」について追
	系循環ポンプの軸受に原子炉補機冷却系による冷却能力と同等以上の冷	加する。
	却水を通水するものを1個設置する。	
	2) 配管等	
	主要な配管の材料は、日本産業規格に準じたものとする。	
	(c) 設置場所	
	原子炉補助建屋内(原子炉補機室地下2階)	
	(d) 機器等の仕様	
	主要な機器の仕様を表 7-4 に示す。	
	(e) 試験·検査	
	本工事における試験・検査項目については、工事の工程に従い次の項目	
	について、図 7-8 に示すとおり実施する。	
	· 外観検査	
	・据付検査	
	・耐圧漏えい検査	
	機能検査	
	<u>(f) 工事工程</u>	
	プール水冷却浄化系循環ポンプ冷却装置の設置に関する工事工程を図	
	7-7 に示す。	

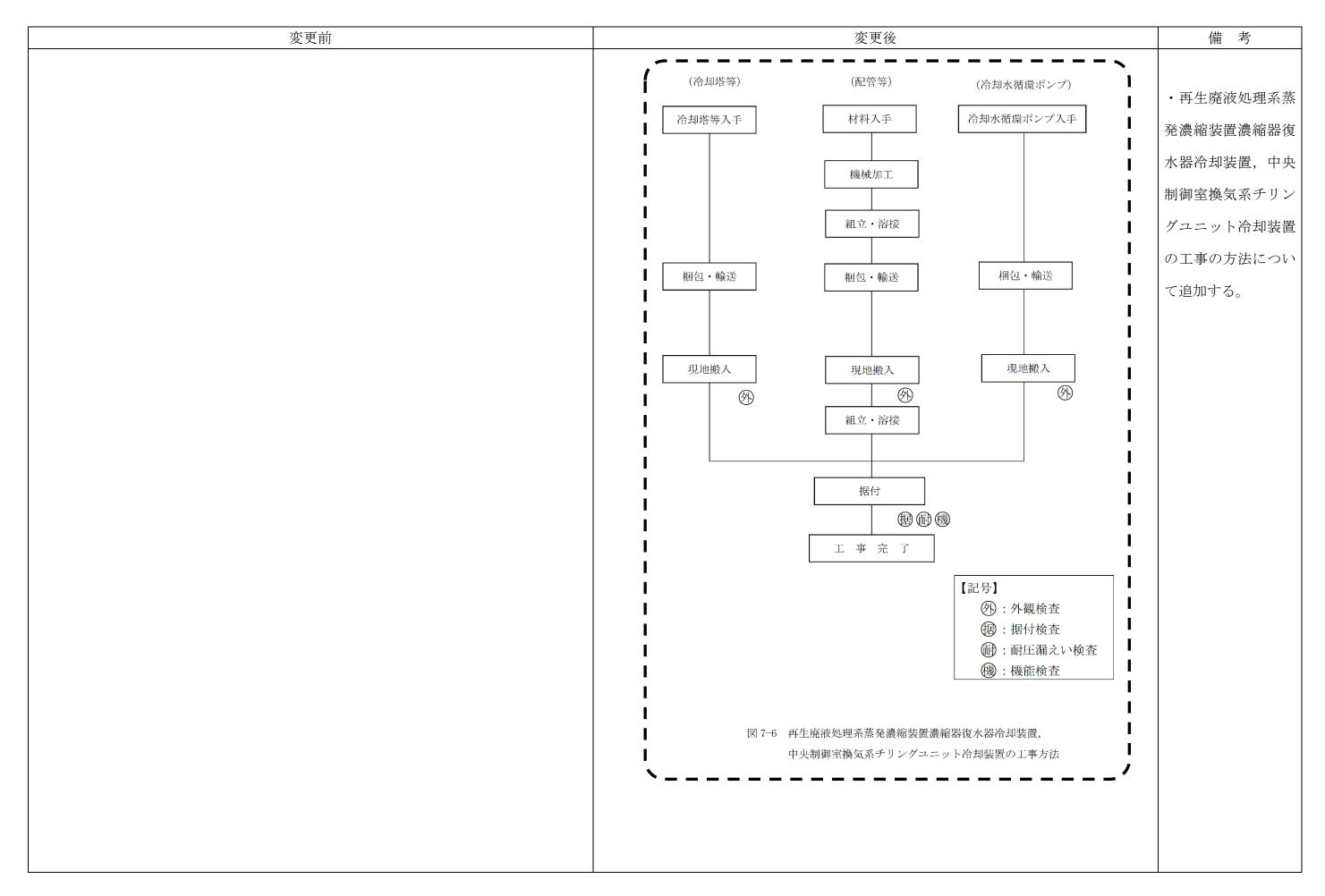
変更前			変更後		備考
		表 7-	-1 主要な機器の	仕様	
	(再生廃液処理系蒸発濃約	宿装置濃縮器復水	器冷却装置)_	・7.2.1 に「原子炉補
		<u>名称</u>		再生廃液処理系 蒸発濃縮装置濃縮器 復水器冷却装置	機冷却系の供用終了に伴う代替冷却装置
		<u>種類</u>	_	密閉型冷却塔	の設置」について追
	治却塔	<u>冷却能力</u>	<u>kW/個</u> (kcal/h/個)	<u>685.0以上*1</u> <u>(589,000以上)*1</u>	加する。
		個数	_	<u>2</u>	
	冷却	<u>種類</u>	_	<u>うず巻形</u>	
	水	<u>容量</u>	$\underline{\mathbf{m}}^3 \mathbf{/h}$	100以上*1,*2	
	水循環ポ	<u>揚程</u>	<u>m</u>	<u>35*1</u>	
	ププ	<u>個数</u>	<u>_</u>	2	
	注記	*1:公称値を示す。 *2:冷却塔の冷却能。	力に応じたものと	<u>する。</u>	
	表 7-2	主要な機器の仕様(中央	制御室換気系チリ	ングユニット冷却装置)	
		<u>名称</u>		<u>中央制御室換気系</u> <u>チリングユニット</u> <u>冷却装置</u>	
	_\ <u>\</u> _\	<u>種類</u>	_	開放型冷却塔	
	冷却塔	<u>冷却能力</u>	<u>kW/個</u> (kcal/h/個)	<u>424. 5 以上*1</u> <u>(365, 000 以上)*1</u>	
		<u>個数</u>	<u>–</u>	<u>1</u>	
	冷 却	<u>種類</u>	<u> </u>	<u>うず巻形</u>	
	冷却水循環ポ	<u>容量</u>	<u>m³ / h</u>	50 以上*1,*2	
		<u>揚程</u>	<u>m</u>	<u>25*1</u>	
	プ	<u>個数</u>	<u> </u>	1	
	注記	*1:公称値を示す。 *2:冷却塔の冷却能。	力に応じたものと	<u>する。</u>	

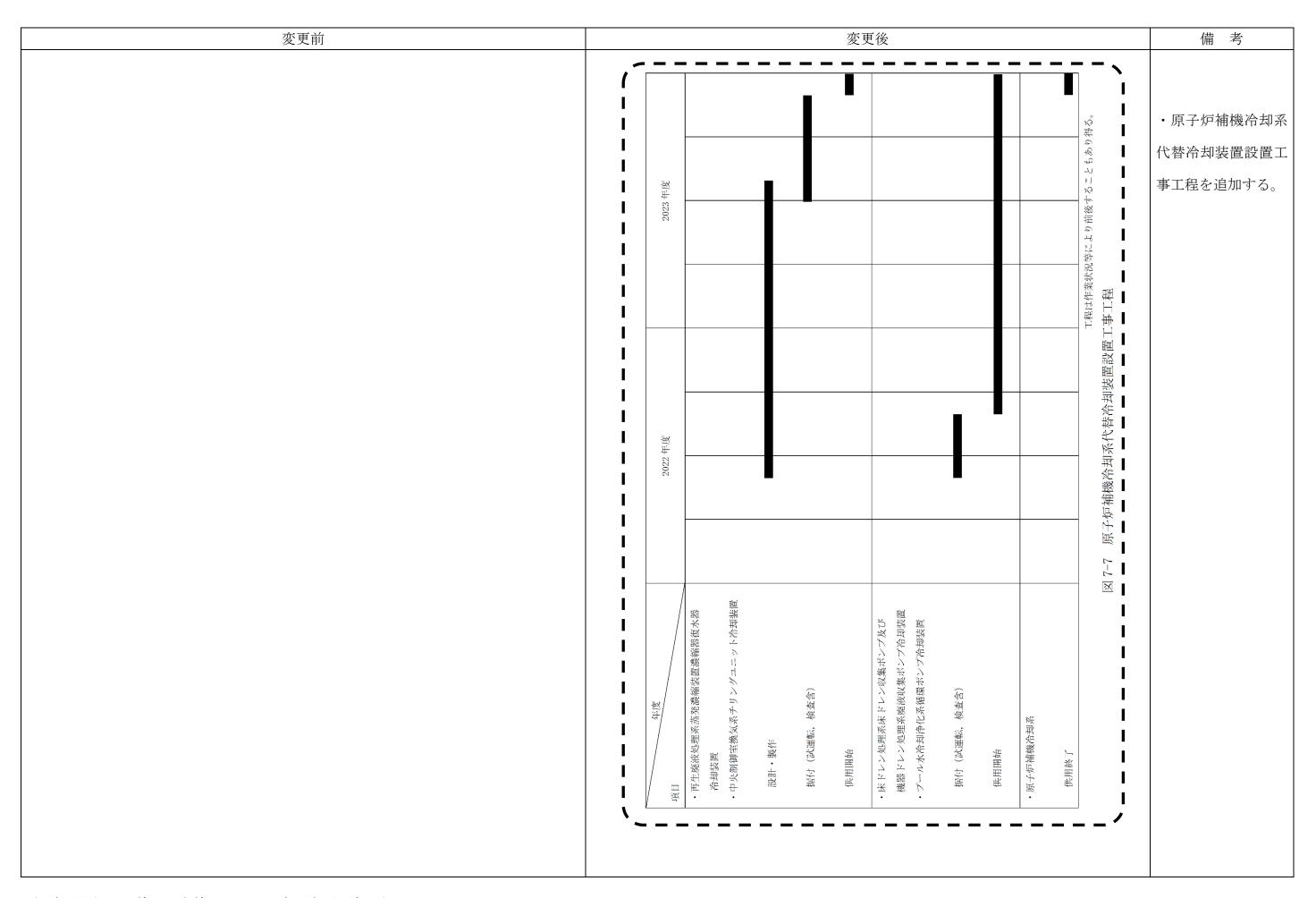
変更前		変更後		備考
	表 7-3 主要な機器の仕様	(床ドレン処理系	(床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン	処
	理系廃液収集ポン	プ冷却装置)_		・7.2.1 に「原子炉補
			床ドレン処理系床ドレン収集ポ	 機冷却系の供用終了
	<u>名称</u>		ンプ及び機器ドレン処理系廃液	 に伴う代替冷却装置
		<u>–</u>	<u>収集ポンプ冷却装置</u> 冷却水循環装置	
			7.6以上[液温 25℃]*¹	の設置」について追
	<u> </u>	<u>(kcal/h/個)</u>	(6,534以上[液温 25℃])*1	加する。
	循環水温度	<u>°C</u>	<u>5∼25±2</u>	
	<u>容量</u>	<u>m³ / h</u>	1.1以上*1	
	<u>冷凍機出力</u> 個数	<u>kW/個</u> -	2. 2*1	
	<u>注記 *1:</u> 公称値を示す		≛	
	表 7-4 主要な機器の仕様 <u>名称</u>		+化系循環ポンプ冷却装置) プール水冷却浄化系 循環ポンプ冷却装置	
	<u>種類</u>	_	<u>冷却水循環装置</u>	
	<u>冷却能力</u>	<u>kW/個</u> (kcal/h/個)	7.6以上[液温 25℃]* ¹ (6,534以上[液温 25℃])* ¹	
	<u>循環水温度</u>	<u>~C</u>	<u>5∼25±2</u>	
	容量	<u>m³/h</u>	0.8以上*1	
	<u>冷凍機出力</u> <u>個数</u>	kW/個 —	2. 2*1	
	<u> </u>	<u> </u>	<u>±</u>	
	<u> </u>			

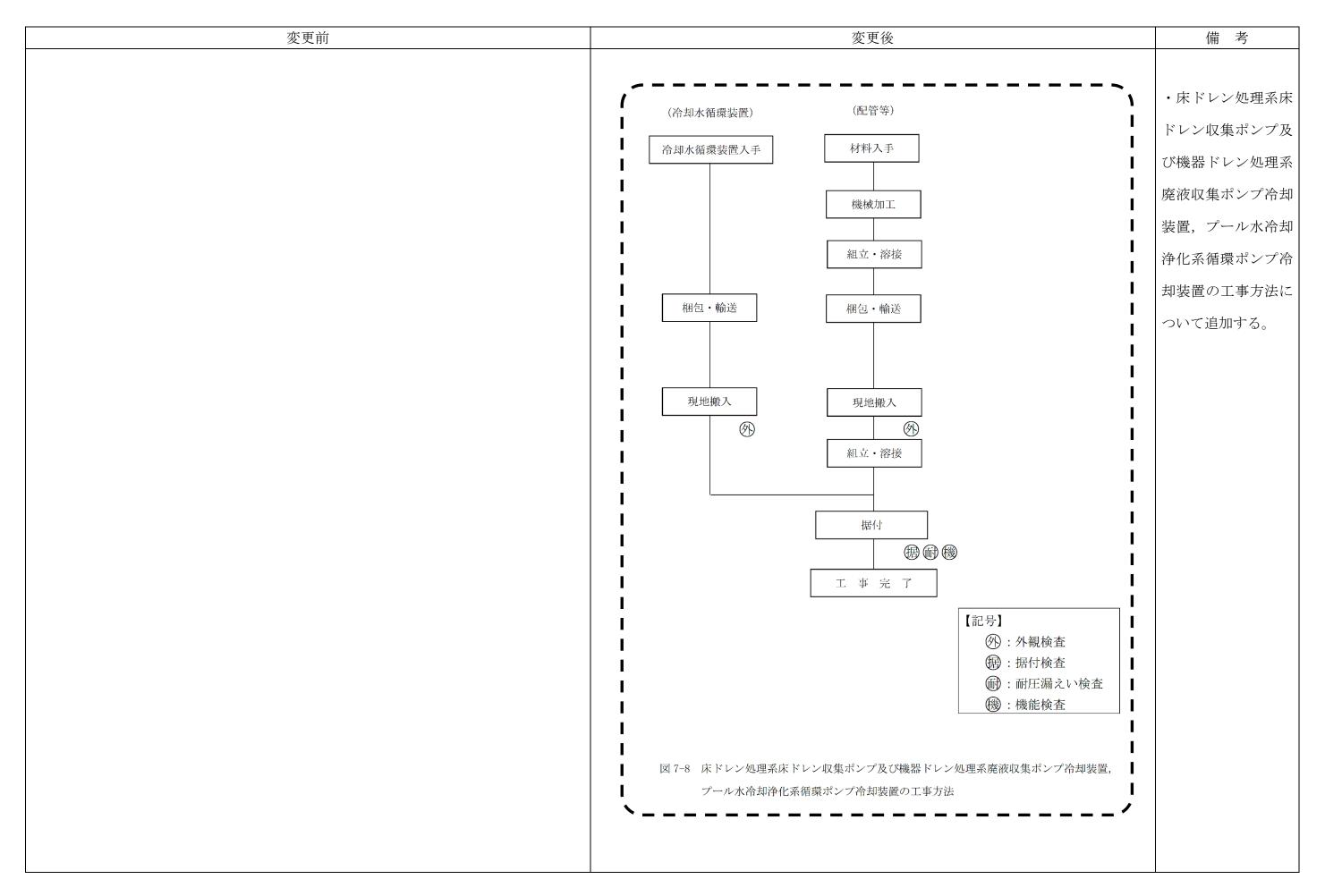
変更前	変更後	備考
	7.2.2 圧縮空気系設備の更新	
	① 目的	・7.2.2 に「圧縮空気
	圧縮空気系設備は,原子炉運転中,原子炉の計測系計器等に圧縮空気を供	系設備の更新」につ
	給しており,原子炉を安全・安定運転するために重要な設備であることから,	いて追加する。
	制御用空気設備には空気圧縮機が2台設置されている。また、これらの圧縮	
	機が故障した際にも、安定的に圧縮空気を供給するため、所内用空気圧縮機	
	が2台バックアップとして使用できるよう多重化された構成となっていた。	
	なお、これらの空気圧縮機は、設置後40年以上経過し、故障時における部	
	品供給が困難な状況となっていることから,廃止措置期間中においても適切	
	に圧縮空気を供給するため、空気圧縮機を更新する。更新に当たっては、水	
	冷式のレシプロ型から空冷式のユニット型に変更する。	
	② 圧縮空気系設備の更新概要	
	現在の圧縮空気系設備は、原子炉恒久停止により、圧縮空気の使用量が減	
	少したことから、制御用空気設備の空気圧縮機1台により性能維持施設等に	
	圧縮空気を供給しており、また、所内用空気圧縮機については、制御用空気	
	圧縮機点検時等において、圧縮空気を供給するために維持管理をしている。	
	廃止措置段階においては,原子炉運転中に要求された多重化機能による系	
	統構成は不要であることから、今後の設備メンテナンスを合理的に実施する	
	ため、制御用空気系及び所内用空気系を統合して更新する。なお、空気圧縮	
	機更新概要等については、「添付書類 6 廃止措置期間中に性能を維持すべ	
	き発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関す	
	る説明書」の別添資料 4-1 として示す。	
	また,圧縮空気系設備のうち,更新するユニット型空気圧縮機等を構成す	
	る主要機器等の設計においては,研開炉技術基準規則に準拠し、③に示すと	

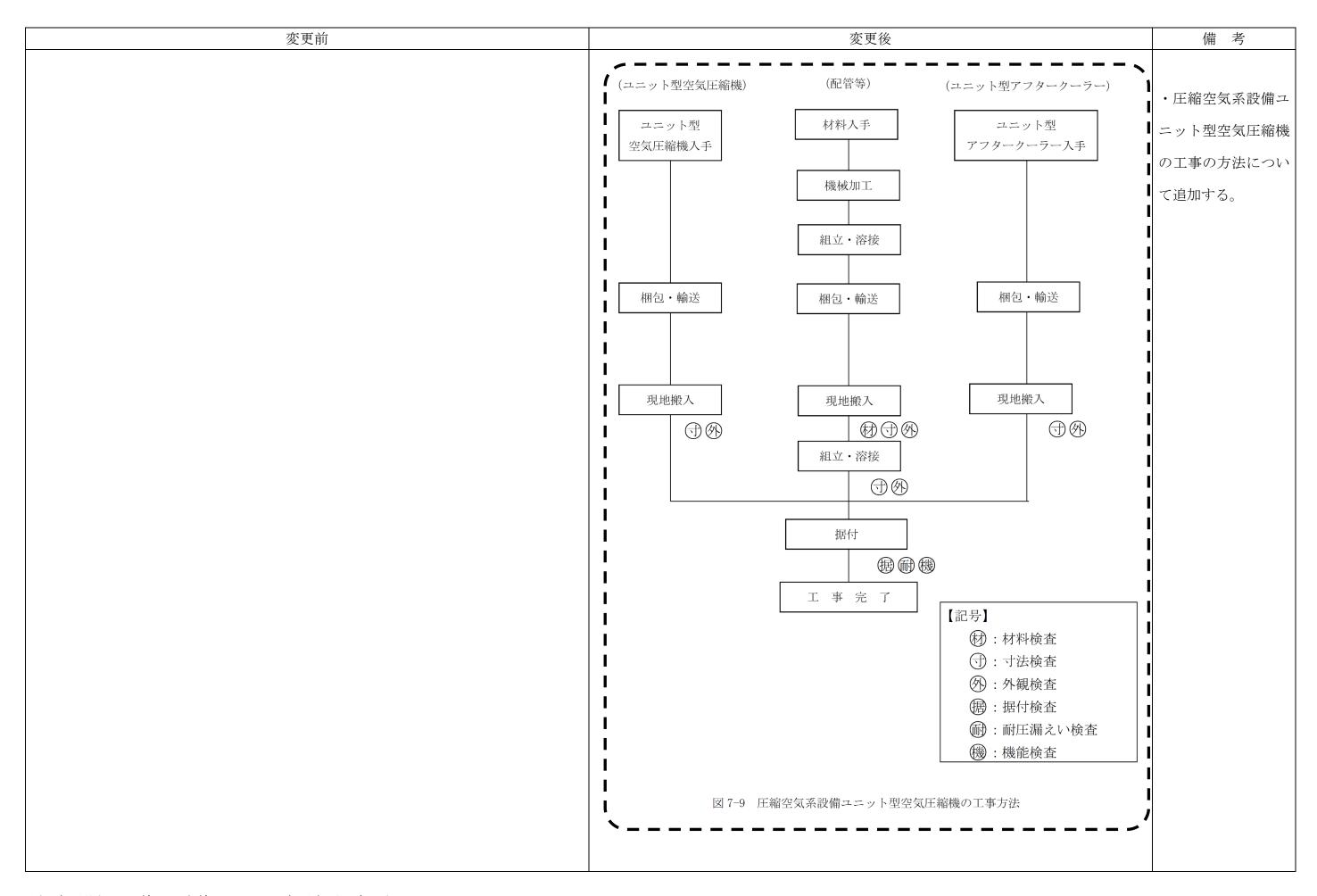
変更前	変更後	備考
	おりとし,研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準への適合	
	性について、「添付書類6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子	・7.2.2に「圧縮空気
	<u>炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」の別</u>	系設備の更新」につ
	<u>添資料 4-2 として示す。</u>	いて追加する。
	③ 圧縮空気系設備のユニット型空気圧縮機等の概要	
	(a) 系統構成	
	圧縮空気系設備のうち、更新するユニット型空気圧縮機等は、ユニット	
	型空気圧縮機、アフタークーラー等により構成する。なお、前置空気貯槽	
	以降の設備については、既設を供用する。	
	(b) 設計方針	
	1) ユニット型空気圧縮機	
	ユニット型空気圧縮機は、製造メーカにおける既製品とし、2個設置	
	<u>する。</u>	
	2) ユニット型アフタークーラー	
	ユニット型アフタークーラーは,製造メーカにおける既製品とし,ユ	
	ニット型空気圧縮機の容量に応じたものを2個設置する。	
	3) 配管等	
	主要な配管の材料は、日本産業規格に準じたものとする。	
	<u>(c) 設置場所</u>	
	<u>屋外 空気圧縮機小屋</u>	
	(d) 機器等の仕様	
	主要な機器の仕様を表 7-5 に示す。	
	(e) 試験・検査	
	本工事における試験・検査は、工事の工程に従い次の項目について、	

変更前	変更後	備考
	図 7-9 に示すとおり実施する。	
	<u>・材料検査</u>	・7.2.2に「圧縮空気
	<u>・ 寸法検査</u>	系設備の更新」につ
	<u>・外観検査</u>	いて追加する。
	<u>・据付検査</u>	
	- M圧漏えい検査	
	<u> </u>	
	10 に示す。	
	10 (0.11) 0	
	表 7-5 主要な機器の仕様(圧縮空気系設備ユニット型空気圧縮機)	
	<u>タイプ 王安は協語の日禄(江福王 </u>	
	<u> </u>	
	<u>容量</u> m³/min 13.2*1	
	<u>吐出し圧力</u> <u>MPa</u> <u>0.88*1</u>	
	<u>個数</u> <u>-</u> <u>2(うち1は予備)</u>	
	注記 *1:公称値を示す。	
	<u>ユニット型</u> <u>アフタークーラー</u>	
	<u>種類</u> <u>一</u> <u>空冷式</u>	
	<u> </u>	
	<u>個数</u> <u>-</u> <u>2 (うち1は予備)</u>	
	注記 *1:公称値を示す。	









変更前	変更後	備考
変更前	(監改計) TRは作業状投等により前後することもあり得る。	(情) 考
	項目 ユニット型空気圧縮機 製作設計・製作 (布設配管,機器配 (試運転,検査含) (共用開始	

変更前	変更後	備考
		・変更なし
	添付書類 6	
廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに	廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに	
その性能を維持すべき期間に関する説明書	その性能を維持すべき期間に関する説明書	

1. 概 要

廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

また,廃止措置のために導入する装置については,漏えい及び拡散防止対策,被ば く低減対策,事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう,適切な設 計を行うとともに,製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し,必要な性能を 満足していることを確認していく。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、 また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による 性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満 足するために、その都度、適宜更新することとする。

これら性能維持施設の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設 保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。

2. 性能維持施設の維持管理に関する内容

性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。

以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。

・ 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物について

1. 概 要

廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

また,廃止措置のために導入する装置については,漏えい及び拡散防止対策,被ば く低減対策,事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう,適切な設 計を行うとともに,製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し,必要な性能を 満足していることを確認していく。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満足するために、その都度、適宜更新することとする。

これら性能維持施設の維持管理に関しては,「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設 保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて,これに基づき実施することとする。

2. 性能維持施設の維持管理に関する内容

性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。

以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。

・ 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物について

・変更なし。

は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。

- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能及びその性能を維持管理する。なお、別添資料1の「使用済燃料貯蔵プールの水温評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水温が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる52℃及び上限値である66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に 処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管理する。また、 固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能及びその性 能を維持管理する。なお、新たに設置するセメント混練固化装置の技術基準へ の適合性について、別添資料2「『研究開発段階発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則』への適合性確認」に示す。
- ・ 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能及びその性能を維持管理する。
- ・ 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、② 放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが発生 する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能及びその

は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。

- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能及びその性能を維持管理する。なお、別添資料1の「使用済燃料貯蔵プールの水温評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水温が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる52℃及び上限値である66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。
- 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に 処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管理する。また、 固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能及びその性 能を維持管理する。なお、新たに設置するセメント混練固化装置の技術基準へ の適合性について、別添資料 2「『研究開発段階発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則』への適合性確認」に示す。
- 放射線管理施設については,原子炉施設内外の放射線監視,環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために,放射線監視,測定等の各機能及びその性能を維持管理する。
- ・ 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、② 放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが発生 する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能及びその

変更なし。

変更前	変更後	備考
性能を維持管理する。	性能を維持管理する。	
電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な	・ 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な	
容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理す	容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理す	
る。なお、ディーゼル発電機については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用	る。なお、ディーゼル発電機については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用	
電源としての目的が終了したことから供用を終了し、商用電源喪失時の電源	電源としての目的が終了したことから供用を終了し、商用電源喪失時の電源	
供給のために新たに予備電源装置(空冷式)を設置し、維持管理する。さらに、	供給のために新たに予備電源装置(空冷式)を設置し、維持管理する。さらに、	
商用電源である受電系統については, 275kV から 77kV に切り替えるとともに,	商用電源である受電系統については、別添資料5の「受電系統の運用変更につ	・別添資料 5 に「5
275kV は供用終了とする。	<u>いて」に示すとおり</u> 275kV から 77kV に切り替えるとともに,275kV は供用終	電系統の運用変更に
	了とする。	ついて」を追加する
その他の安全確保上必要な設備(消火設備等)については、それぞれの設備	・ その他の安全確保上必要な設備(消火設備等)については、それぞれの設備	
こ要求される機能及びその性能を維持管理する。	に要求される機能及びその性能を維持管理する。	
燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の交換プ	・ 燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の交換プ	
ールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用終了とした。ま	ールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用終了とした。ま	
た,重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽についても,供用終了	た, 重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽についても, 供用終了	
とした。	とした。	
	原子炉補機冷却系については、原子炉運転中、原子炉冷却系統施設の一次冷	・原子炉補機冷却を
	却設備,非常用冷却設備等の主要機器へ冷却水を供給していた。廃止措置以降	の維持管理の考える
	は,使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備である余熱除去系の供用終了に	について追加する。
	より,原子炉補機冷却系の除熱対象機器は再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器	
	復水器,中央制御室換気系チリングユニット,床ドレン処理系床ドレン収集ポ	
	ンプ,機器ドレン処理系廃液収集ポンプ,プール水冷却浄化系循環ポンプ及び	
	圧縮空気系設備空気圧縮機である。圧縮空気系設備空気圧縮機は、空冷式のユ	
	ニット型空気圧縮機に変更し、その他の除熱対象機器は、別添資料 3-1 の「原	
	子炉補機冷却系の供用終了に伴う各負荷に附帯する代替冷却装置の設置につ	
	いて」に示すとおり、除熱が必要な負荷ごとに適切な代替冷却装置を設置する。	

変更前	変更後	備考
	これらの代替冷却装置と除熱対象の設備と一体的に維持管理することとし,原	
	子炉補機冷却系は供用終了とする。	圧縮空気系の維持
	・ 圧縮空気系設備については、原子炉運転中、原子炉の計測系計器及び空気作	管理の考え方につい
	動弁等に制御用空気を供給していた。廃止措置以降は、性能維持施設及び解体	て追加する。
	作業に用いる機械設備へ圧縮空気を供給してきている。今後も,廃止措置期間	
	中は,必要な性能維持施設等に圧縮空気を適切に供給する事が必要であること	
	から、高経年化対策を図り、空冷式空気圧縮機に更新する。更新においては、	
	別添資料 4-1 の「圧縮空気系設備の更新について」に示すとおり、廃止措置期	
	間中に適切な圧縮空気を供給できるユニット型空気圧縮機を設置し,維持管理	
	することとし、圧縮空気系設備のうち、空気圧縮機は供用終了とする。	
3. 検査・校正(省略)	3. 検査・校正 (変更なし)	
4. その他の安全対策(省略)	4. その他の安全対策(変更なし)	
別添資料1 使用済燃料貯蔵プールの水温評価について(省略)	別添資料1 使用済燃料貯蔵プールの水温評価について(変更なし)	
別添資料 2 「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」	別添資料 2 「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」	
への適合性確認(省略)	への適合性確認 (変更なし)	

変更前	変更後	備考
	<u>別添資料 3−1</u>	
	原子炉補機冷却系の供用終了に伴う各負荷に附帯する代替冷却装置の設置について	・別添資料 3-1 に 「原子炉補機冷却系
	1. 目的 原子炉補機冷却系は,廃止措置の進展に伴い,原子炉運転中と比較して必要な除熱	の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替
	対象機器が減少してきているものの,原子炉補機冷却系のポンプの定格流量を維持するため,除熱が不要となった機器にも通水を実施している。このため,原子炉補機冷	冷却装置の設置について」を追加する。
	却系による一括冷却方式から,「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子 炉施設」表 6-1 に記載のとおり,除熱対象機器ごとに,その設備の除熱容量を有した	
	個別の代替冷却装置(以下「冷却装置」という。)を設置して、除熱対象の設備と一体的に維持管理する分散型方式へ変更する。ただし、圧縮空気系設備空気圧縮機については、冷却水を使用しない空冷式に変更して、原子炉補機冷却系の供用を終了する。	
	2. 原子炉補機冷却系から冷却装置への変更概要	
	2.1 原子炉補機冷却系の概要 原子炉補機冷却系は,主に原子炉運転中における重水減速材の発熱*¹,原子炉残 留熱*²,事故時の格納容器内の発生熱*³等を除去するために設置された重要な設	
	備である。 本系統は、原子炉運転中に要求される冷却能力を有する2系統から構成されている。図1及び表1に示すとおり、機器構成は、熱交換器2基及び冷却水ポンプ	
	3台(うち1台は予備)である。廃止措置以降は、1系統(熱交換器1基及び冷却 水ポンプ1台)を性能維持施設として供用している。	
	*1: 重水減速材の発熱 減速材及び反射材である重水は,原子炉運転時,燃料の核分裂による放射	

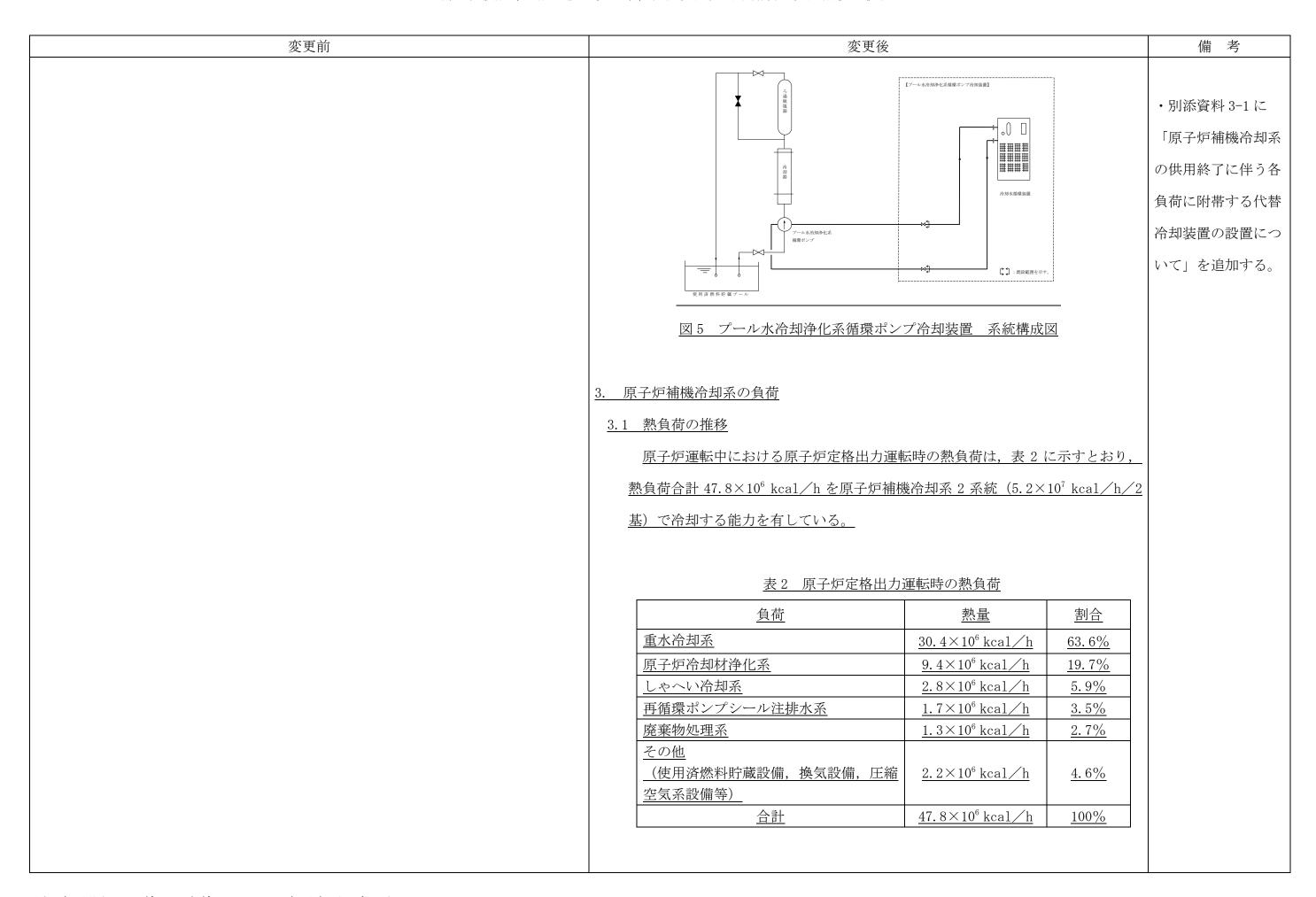
変更前	変更後	備考
	線エネルギー(中性子照射、ガンマ線吸収)等が熱として付加され、重水冷	
	却系の重水冷却器で原子炉補機冷却水により冷却する。	・別添資料 3-1 に
	<u>*2:原子炉残留熱</u>	「原子炉補機冷却系
	原子炉の停止時において,炉心の崩壊熱及び原子炉冷却材の保有熱等の残	の供用終了に伴う各
	留熱を除去するため、余熱除去系の熱交換器で原子炉補機冷却水により冷却	負荷に附帯する代替
	<u>する。</u>	冷却装置の設置につ
	*3:事故時の格納容器内の発生熱	いて」を追加する。
	原子炉運転において,一次冷却系破断事故が発生した場合,破断口から流	
	出する一次冷却水、蒸気ドラム逃がし安全弁及び隔離冷却系から放出される	
	蒸気が蒸気放出プールに流入する。これらを除熱するため、蒸気放出プール	
	冷却系の熱交換器にて,原子炉補機冷却水により冷却する。	
	中央制御宮空調田 京島 原加 京島 原加	

変更前			変更後		備考
		表 1	原子炉補機冷却系の主な作	<u> </u>	
			原子炉運転中	令和4年3月末時点	・別添資料 3-1 に
	系統数		<u>2</u>	1	「原子炉補機冷却系
	流量		1,248 m³/h/系統	1,248 m³/h/系統	の供用終了に伴う各
	原子炉補機	基数	2	1	負荷に附帯する代替
	冷却熱交換器	交換熱量	約 2.6×10 ⁷ kcal/h/基	約 2.6×10 ⁷ kcal/h/基	冷却装置の設置につ
	原子炉補機	<u>基数</u>	3 (うち1は予備)	1	いて」を追加する。
	冷却水ポンプ	容量	<u>1,248 m³/h/台</u>	1,248 m³/h/台	
		全揚程	約 73 m	約 73 m	
		•			
	2.2 冷却装置の設置	置概要			
	廃止措置以降心	こおいて,原	夏子炉補機冷却系における	除熱対象機器は, 再生廃液	<u>友</u>
	処理系蒸発濃縮對	支置濃縮器復	夏水器,中央制御室換気系	チリングユニット,床ドレ	_
	ン処理系床ドレ:	/収集ポンプ	プ,機器ドレン処理系廃液	収集ポンプ,プール水冷却	<u> </u>
	浄化系循環ポンプ	プ及び圧縮空	受気系設備空気圧縮機のみ	である。	
	各設備の機器は	は,各々の系	統使用時のみ運転するも	のであることから、各設値	
	の機器運転に合わ	つせて冷却水	が必要となる。		
	このため,原	子炉補機冷去	『系による一括冷却方式か	ら分散型方式として除熱対	<u>+</u>
	象機器ごとに適ち	刃な冷却装置	量を設置する。ただし,圧	縮空気系設備空気圧縮機に	_
	ついては、冷却2	kを使用した	い型式へ変更することと	し,原子炉補機冷却系の他	生
	用を終了する。				
	(1) 再生廃液效	0.理系蒸発濃	養縮装置濃縮器復水器冷却	<u>装置</u>	
	再生廃剂	返 処理系蒸発	整次 整次 整次 等。	却装置は,密閉型冷却塔及	<u>\</u>
	び冷却水征	盾環ポンプに	こより構成し,冷却水入口	配管及び出口配管の一部に	<u>-</u>
	ついては関	死設を供用す	<u>-る。</u>		

変更前 変更後 備考 冷却水は、処理廃液より高い圧力で濃縮器復水器を循環する系統構成と し、冷却装置の故障等により冷却水流量が規定量より低下した場合には、 ・別添資料 3-1 に 蒸発濃縮装置を自動停止する。なお,冷却装置が故障した場合,廃液の蒸発 「原子炉補機冷却系 濃縮処理ができなくなるものの,他の性能維持施設への影響はなく,また, の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替 当面発生する廃液の貯蔵能力が十分に確保されており、漏えい等による作 業員及び公衆の被ばく等につながるおそれはない。 冷却装置の設置につ 冷却装置の系統構成を図2に示す。 いて」を追加する。 機器ドレン処理系 【再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器冷却装置】 ▶凝集沈でん装置 床ドレン処理系 各建屋の床ドレン サンプ等から 床ドレン サンプルタンク 再生廃液処理系 蒸発濃縮装置 復水脱塩装置 脱塩器等から (漕縮廃液 固体廃棄物 処理系統へ 冷却水循環ポンプ 蒸発濃縮装置 蒸光家和女皿 遗総器復水器 : 既設範囲を示す。 図2 再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器冷却装置 系統構成図 (2) 中央制御室換気系チリングユニット冷却装置 中央制御室換気系チリングユニット冷却装置は、開放型冷却塔及び冷却 水循環ポンプにより構成し、冷却水入口配管及び出口配管の一部について は、既設を供用する。 冷却水は、中央制御室換気系チリングユニットを循環する系統構成とし、 冷却装置の故障等により冷却水流量が規定量より低下した場合には、チリ ングユニットを自動停止する。なお、循環送風機(循環ファン)は運転を継

変更前 変更後 備考 続するため、運転員が常駐する中央制御室の環境に対する影響はない。 冷却装置の系統構成を図3に示す。 ・別添資料 3-1 に 「原子炉補機冷却系 【中央制御室機気系チリングユニット冷却装置】 の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替 冷却装置の設置につ いて」を追加する。 中央制御室換気系 チリングユニット 冷却水循環ポンプ : 既設範囲を示す。 屋外 (原子炉補助建屋屋上) 図3 中央制御室換気系チリングユニット冷却装置 系統構成図 (3) 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポンプ 冷却装置 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポン プ冷却装置は、冷凍機及び循環ポンプを内蔵した冷却水循環装置等により 構成し,冷却水入口配管及び出口配管の一部については,既設を供用する。 なお,冷却装置が故障した場合,放射性液体廃棄物の移送を停止する。各ポ ンプは、廃液移送時に運転するものであり、廃液移送を一時的に停止する ものの、漏えい等による作業員及び公衆の被ばく等につながるおそれはな V ,° 冷却装置の系統構成を図4に示す。

変更前 変更後 備考 機器ドレン処理系 機器ドレン廃液 各建屋の機器ドレ サンプ等から ・別添資料 3-1 に 復水貯蔵タン].0 [「原子炉補機冷却系 床ドレン処理系 の供用終了に伴う各 復水器冷却水放水路 負荷に附帯する代替 再 生 廃 液 ー 復水脱塩装置 脱塩器等から 冷却装置の設置につ いて」を追加する。 □ : 既設範囲を示す。 図4 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系 廃液収集ポンプ冷却装置 系統構成図 (4) プール水冷却浄化系循環ポンプ冷却装置 プール水冷却浄化系循環ポンプ冷却装置は、冷凍機及び循環ポンプを内 蔵した冷却水循環装置等により構成し、冷却水入口配管及び出口配管の一 部については, 既設を供用する。なお, 冷却装置の故障等により冷却水流量 が規定量より低下した場合はポンプ自動停止により、使用済燃料貯蔵プー ルの浄化を停止する。 使用済燃料貯蔵プール水の電導度は低い値で維持しており、冷却装置の 停止に起因するプール水の浄化が停止した場合においても、使用済燃料貯 蔵プールに貯蔵している使用済燃料の健全性に影響を与えることはない。 なお,「ふげん」の燃料は十分冷却されており,冷却機能は既に停止して いる。 冷却装置の系統構成を図5に示す。



変更前	変更後	備考
	一方,原子炉恒久停止に伴い,原子炉運転中の重水減速材の発熱,原子炉残留	
	熱,事故時の格納容器内の発生熱等を除去する必要はなく,また,廃止措置以降	・別添資料 3-1 に
	において, 既往の廃止措置計画に記載のとおり原子炉から取出した使用済燃料貯	「原子炉補機冷却系
	蔵プールに貯蔵している使用済燃料が十分冷却されたことを確認したことから,	の供用終了に伴う各
	除熱を行っていた主要な各負荷は供用を終了し、解体設備に移行している。この	負荷に附帯する代替
	ため,原子炉補機冷却系は,原子炉冷却系統施設等への冷却機能は不要となり,	冷却装置の設置につ
	原子炉運転中の役目を終えている。	いて」を追加する。
	また,廃止措置以降の熱負荷については,表 2 に示す熱負荷のうち,廃棄物処	
	理系及びその他(使用済燃料貯蔵設備,換気設備,圧縮空気系設備等)であり,除	
	熱対象機器が大幅に減少したため、原子炉定格出力運転時の熱負荷に対して僅か	
	約7.3%に留まる。ここで,廃棄物処理系は再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復	
	水器,床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポンプ,	
	換気設備は中央制御室換気系チリングユニット,使用済燃料貯蔵設備はプール水	
	冷却浄化系循環ポンプ,圧縮空気系設備は圧縮空気系設備空気圧縮機が該当する。	
	3.2 運用の推移	
	原子炉運転中において,原子炉補機冷却系は,2系統(熱交換器2基,冷却水ポ	
	ンプ3台(うち1台は予備))を維持してきており、廃止措置以降は、1系統(熱	
	交換器 1 基,冷却水ポンプ 1 台)を維持管理している。	
	原子炉補機冷却水ポンプ(電動機含む。)については,安定した流量で運転を維	
	持する必要があるため、表 3 に示すとおり、解体設備へ移行できる蒸気放出プー	
	ル冷却系及び余熱除去系の熱交換器等へ通水を行い、定格流量を確保している状	
	態である。なお、その他の解体設備に移行した設備への通水は停止している。	
	原子炉補機冷却系熱交換器については、前述のとおり除熱が必要な熱負荷量が	
	原子炉運転中の約7.3%であり、冷却能力を大きく下回っている状況である。	
	AND THE PROPERTY OF THE PROPERTY CARE THE PROPERTY OF THE PROP	

変更前		備考				
		表 3 原子炉補棚			の運用状態 	・別添資料 3-1 に
	原子炉補機冷却系の主な負荷		令和4年3月おける主な負担用状態		冷却装置設置,原子炉 補機冷却系供用終了後における 主な負荷の運用状態	「原子炉補機冷却系 の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替
	重水冷却系	重水冷却器	解体設備	_	- (令和4年3月末時点と同じ)	
	蒸気放出プール冷却系	熱交換器	供用終了		解体設備へ移行	冷却装置の設置につ
	余熱除去系	熱交換器	供用終了	<u></u> * 1	解体設備へ移行	いて」を追加する。
	しゃへい冷却系	熱交換器	解体設備		(令和4年3月末時点と同じ)	
	原子炉冷却材浄化系	非再生熱交換器	解体設備	_	(令和4年3月末時点と同じ)	
	<u>廃棄物処理系</u>	濃縮器復水器	供用中	<u>O</u>	冷却装置にて冷却水を供給	
		廃液収集ポンプ	<u>供用中</u>	<u>O</u>	冷却装置にて冷却水を供給	
		床ドレン収集ポンプ	供用中	<u>O</u>	冷却装置にて冷却水を供給	
	中央制御室換気系	<u>チリングユニット</u>	供用中	<u>O</u>	冷却装置にて冷却水を供給	
	プール水冷却浄化系	冷却器	供用中*2	_	冷却器胴側配管を解体設備へ移行	
		循環ポンプ	供用中	<u>O</u>	冷却装置にて冷却水を供給	
	原子炉再循環系	再循環ポンプシール	解体設備	_	(令和4年3月末時点と同じ)	
		注排水系				
	非常用冷却設備	高圧注水ポンプ	解体設備	=	- (令和4年3月末時点と同じ)	
		低圧注水ポンプ	解体設備	<u>=</u>	- (令和4年3月末時点と同じ)	
		隔離冷却ポンプ	解体設備		- (令和4年3月末時点と同じ)	
	<u>圧縮空気系設備</u>	空気圧縮機	<u>供用中</u>	<u>O</u>	冷却水を使用しない型式へ変更	
	*1:原子炉補機冷却系の安定運転のため、解体設備に移行できる設備にも通水中 *2:冷却器胴側配管は供用終了					
	以上のことから,	炉補機冷却系の性能(冷却能				
	力) は, 主な負荷の	しており,冷却装置を設置し				
		また,原子炉補機冷却系を供				
	用終了することは,					
	廃止措置の進捗に原	なじた性能低減,	設備縮小化	として合	理的な運用が可能となる。	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	4. 廃止措置作業への影響	
	原子炉補機冷却系の主要機器(熱交換器,原子炉補機冷却水ポンプ等)の設置エリ	・別添資料 3-1 に
	アは,原子炉補助建屋の地下1階の大部分を占めている。また,配管については,原	「原子炉補機冷却系
	子炉建屋,原子炉補助建屋,廃棄物処理室等の全域に敷設されている。現行のエリア	の供用終了に伴う名
	にて原子炉補機冷却系の設備更新を行う場合,配管工事は,上記のとおり敷設エリア	負荷に附帯する代替
	が広範囲にわたり、また、廃止措置作業における解体設備のエリアと干渉し、解体作	冷却装置の設置につ
	業を安全に進める上で影響を及ぼす可能性がある。	いて」を追加する。
	このため、引き続き除熱が必要となる各設備の対象機器は、原子炉補機冷却系によ	
	る一括冷却方式から冷却装置を導入した分散型方式とすることにより,維持設備ごと	
	に管理が可能となる。	
	これにより, 原子炉補機冷却系の定期点検に伴う除熱対象機器ごとの稼働制限及び	
	点検工程干渉はなくなり、また、維持設備ごとに供用終了することが可能となるため、	
	蒸気放出プール冷却系及び余熱除去系を解体設備に移行でき、さらに、原子炉補機冷	
	却系を解体設備に移行することで,原子炉施設の安全性に影響を与えることなく,エ	
	リアごとに合理的な解体作業が可能となるなど, 今後の解体作業を進める上での利点	
	<u>も大きい。</u>	
	5. 冷却装置の仕様評価	
	(a) 再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器	
	再生廃液処理系蒸発濃縮装置濃縮器復水器 (以下「濃縮器復水器」という。) は <u>,</u>	
	蒸発濃縮装置で使用された水蒸気を原子炉補機冷却系で冷却し,凝縮させて復水 蒸発濃縮装置で使用された水蒸気を原子炉補機冷却系で冷却し,凝縮させて復水	
	にする機器である。図6に濃縮器復水器の外形図を示す。	

変更前	変更後	備考
	水蒸気入口 (蒸発濃縮装置より) (蒸発濃縮装置より) 冷却水入口 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・別添資料 3-1 に 「原子炉補機冷却系 の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替 冷却装置の設置につ いて」を追加する。
	濃縮器復水器に通水する廃液は、約 100℃の水蒸気であり、原子炉補機冷却系との熱交換によって、冷却、凝縮され、約 50℃の復水となるように、原子炉補機冷却系の冷却水は、流量約 110m³/h、入口温度約 35℃、出口温度約 40℃となる設計としている。 本条件における原子炉補機冷却系の除熱量は、以下の式(1)から近似値として求められる。 Q= ρ×q×c×(T₀-T₁)・・・・・(1) Q:熱量[kca1/h]=4.18605[kJ/h] c:比熱[kJ/kg・K]	
	 ρ:密度[kg/m³] q:流量[m³/h] T_i:入口温度[K] T_o:出口温度[K] Q=994.031[kg/m³]×110[m³/h]×4.1784[kJ/kg・K]×(313-308[K]) ⇒2,284,400[kJ/h] ⇒545,700[kcal/h] 上記の計算結果から、濃縮器復水器に必要な除熱量は、約 545,700kcal/h であ 	

変更前	変更後	備考
	り, 設計仕様上の除熱量である 589,000kcal/h (≒685.0kW) と同等以上の冷却能	
	力を有する冷却装置を設置することで、濃縮器復水器の機能維持に影響を与える	・別添資料 3-1 に
	ことはないと評価できる。	「原子炉補機冷却系
		の供用終了に伴う各
	(b) 中央制御室換気系チリングユニット	負荷に附帯する代替
	中央制御室換気系チリングユニット(以下「チリングユニット」という。)は,	冷却装置の設置につ
	中央制御室内の温度調整をするために用いる冷水を冷却する冷凍装置であり,チ	いて」を追加する。
	リングユニットの凝縮器で発生した熱量を原子炉補機冷却系で冷却する。図 7 に	
	<u>チリングユニットの外形図を示す。</u>	
	海却水人口 海和水山口 海稲器	
	凝縮器の発生熱量は、冷凍サイクルの冷却過程で冷媒から放出される熱量であ	
	り、これは蒸発器で取り入れた熱量である冷凍負荷(冷凍機の冷却能力)に圧縮機	
	<u>の入力に相当する熱量を加えたものとし、以下の式(2)より求められる。</u>	
	$\underline{\phi_{\underline{k}} = \phi_{\underline{0}} + P \cdot \cdot \cdot (2)}$	
	_φ ₀ : 冷凍負荷(冷凍能力)[kcal/h]	

変更前	変更後	備考
	P : 圧縮機入力[kcal/h]	
	$\phi_{k} = 280,000 [kcal/h] + (98.2[kW] \times 859.8) [kcal/h]$	・別添資料 3-1 に
	<u>≒364, 400[kca1/h]</u>	「原子炉補機冷却系
	上記の計算結果から,チリングユニットの発生熱量は,約 364,400kcal/h つ	<u>であ</u> の供用終了に伴う名
	り, チリングユニットの冷却に必要な設計仕様上の除熱量である 365,000kca	<u>1/h</u> 負荷に附帯する代替
	(≒424.5kW)と同等以上の冷却能力を有する冷却装置を設置することにより,	チ 冷却装置の設置につ
	<u>リングユニットの冷凍機能に影響を与えることはないと評価できる。</u>	いて」を追加する。
	出典: 『SI による上級冷凍受験テキスト (日本冷凍空調学会)』	
	(c) 床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系廃液収集ポンプ	
	床ドレン処理系床ドレン収集ポンプ(以下「床ドレン収集ポンプ」という。)	及
	び機器ドレン処理系廃液収集ポンプ(以下「廃液収集ポンプ」という。)は、が	
	性液体廃棄物を移送するポンプであり、電動機で発生した熱量を原子炉補機A	
	系で冷却する。図8に床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプの外形図を示す	
	がく用がする。 因のに外下レン収集がシブ及び飛放収集がシブックが別回をかす	<u> </u>
	冷却水丛口 院被人口	
	図8 床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプ 外形図	

変更前	変更後	備考
	当該機器は、ポンプ部と電動機部が一体化した密閉構造のポンプであり、ポンプ	
	運転時の損失分がジャケットの冷却水に伝達することから、電動機の発生熱量は、	・別添資料 3-1 に
	以下の式 (3) より求められる。	「原子炉補機冷却系
	$\underline{P} = \underline{P_0} - \underline{P_w} \cdot \cdot \cdot \cdot (3)$	の供用終了に伴う各
	P:発生熱量[kW] 1[kcal/h]=1.163[W]	負荷に附帯する代替
	<u>Po</u> : 電動機入力[kW]	冷却装置の設置につ
	Pw: 水動力[kW]	いて」を追加する。
	$\Sigma \subset \mathcal{C}, P_{\underline{w}} = \rho \text{ gQH} \times 10^{-3}$	
	<u>ρ</u> :密度[kg/m³]	
	g :自由落下加速度 $[m/s^2]$	
	Q : 吐出量[m³/s]	
	H : 全揚程[m]	
	$\underline{P=10.6[kW]-(997.062[kg/m^3]\times 9.8[m/s^2]\times 15/3,600[m^3/s]\times 75[m]\times 10^{-3})}$	
	<u>=7.6[kW]</u>	
	<u></u> = 6, 534[kca1/h]	
	上記の計算結果から、床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプの発生熱量は、	
	7.6[kW]であり、ポンプの冷却に必要な原子炉補機冷却系の除熱量である 7.6[kW]	
	以上の冷却能力を有する冷却装置を設置することにより、床ドレン収集ポンプ及	
	び廃液収集ポンプの機能に影響を与えることはないと評価できる。なお, 床ドレン	
	収集ポンプと廃液収集ポンプは、同時に運転しない運用であることから、1台の冷	
	<u>却装置を供用する。</u>	
	出典:『機械工学便覧 B5 編 流体機械 (日本機械学会)』	
	(d) プール水冷却浄化系循環ポンプ	
	プール水冷却浄化系循環ポンプは,使用済燃料貯蔵プールの浄化運転をする場	

備考 変更前 変更後 合に使用する機器であり、ポンプ軸受で発生した熱量を原子炉補機冷却系で冷却 する。図9にプール水冷却浄化系循環ポンプの外形図,図10に軸受部の外形図を ・別添資料 3-1 に 示す。 「原子炉補機冷却系 の供用終了に伴う各 負荷に附帯する代替 冷却装置の設置につ いて」を追加する。 図9 プール水冷却浄化系循環ポンプ 外形図 冷却水出口 プール水入口 冷却水入口 図10 軸受部 外形図 当該機器の軸受は、ラインベアリング及びスラストベアリングであり、軸受の発 生熱量は、以下の式(4)より求められる。 $Q=2 \pi \times n \times M \cdot \cdot \cdot \cdot (4)$ Q:発生熱量[W] M:摩擦モーメント[N·m] n:軸受の回転速度[s⁻¹] $\Sigma \subset \mathcal{C}$, $M = f \times F \times d/2$

変更前	変更後	備考
	<u>f:摩擦係数</u>	
	<u>F: 軸受荷重[N]</u>	・別添資料 3-1 に
	<u>d</u> :軸受内径[m]	「原子炉補機冷却系
	<u>軸受(ラインベアリング)の発生熱量を Q₁とすると</u>	の供用終了に伴う各
	$\underline{Q_1} = 2 \pi \times 59.2[s^{-1}] \times 0.0026 \times 2,664.5[N] \times 0.06[m]/2$	負荷に附帯する代替
	<u>≒77[W]</u>	冷却装置の設置につ
	軸受(スラストベアリング)の発生熱量を Q₂とすると	いて」を追加する。
	$\underline{Q}_2 = 2 \pi \times 59.2 [s^{-1}] \times 0.0028 \times 4,603.2 [N] \times 0.055 [m]/2$	
	<u>≒132[W]</u>	
	よって合計発生熱量 Q_0 は以下となる。	
	$\underline{Q_0}\!=\!Q_{\underline{1}}\!+\!Q_{\underline{2}}$	
	<u>=209[W]</u>	
	<u>≒180[kcal/h]</u>	
	上記の計算結果から,プール水冷却浄化系循環ポンプの発生熱量は, 0.21[kW]で	
	あり, ポンプの冷却に必要な原子炉補機冷却系の除熱量として, 0.21[kW]以上の冷	
	<u>却能力を有する冷却装置を設置することにより,プール水冷却浄化系循環ポンプ</u>	
	<u>の機能に影響を与えることはないと評価できる。なお、床ドレン収集ポンプ及び廃</u>	
	液収集ポンプに設置するものと同じ冷却能力の装置を設置する。	
	出典:『転がり軸受 (NTN 株式会社)』	

変更前		変更後				備考
					別添資料 3-	<u>-2</u>
	「研究開発段階	発電用原子炉及びその附属施設の技	術基準に関	する規則」へ	の適合性確認	• 原子炉補機冷却系
						 代替冷却装置の技術
	 原子炉補機冷却系	代替冷却装置の設計及び工事の方法	こ対して.「	研究開発段階	発電用原子炉及7	 び 基準への適合性確認
		基準に関する規則」に掲げる技術上				
		<u> </u>	<u>// 本中、順</u>	日圧り、合領	日は、以下にから	<u>9</u> を延加する。
	<u>とおりである。</u>		<u> </u>			
		技術基準の条項		公要性の有無 	<u>適合性</u>	
			有・無	項・号		
	第一章 総則	1		Ι		
	第一条	適用範囲		=	=	
	第二条	<u>定義</u> 特殊な設計による発電用原子炉施	=	=	=	
	第三条	<u>款</u>	<u>無</u>	=	=	
	第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	<u>有</u>	第1項	別紙 2-1	
	第二章 設計基	<u>装準対象施設</u>	1	Γ		
	第四条	設計基準対象施設の地盤	<u>無</u>	=	=	
	第五条	地震による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第六条	津波による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第八条	立入りの防止	<u>無</u>	=	=	
	第九条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	<u>無</u>	=	=	
	第十条	急傾斜地の崩壊の防止	<u>無</u>	=	=	
	第十一条	火災による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第十二条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第十三条	安全避難通路等	<u>無</u>	=	=	
	第十四条	安全設備	<u>無</u>	=	=	
	第十五条	設計基準対象施設の機能等	<u>無</u>	=	=	
	第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	<u>無</u>	=	=	
	第十七条	材料及び構造	<u>無</u>	=	=	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前						備考
		+ 华甘雅 0 2 7 平	評価の必	必要性の有無	· 本 人 Id.	
		技術基準の条項	有・無	項・号	適合性	• 原子炉補機冷却系
	第十八条	流体振動等による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	代替冷却装置の技術
	第十九条	安全弁等	<u>無</u>	=		
	第二十条	耐圧試験等	<u>無</u>	=		基準への適合性確認
	第二十一条	監視試験片	<u>無</u>	=		を追加する。
	第二十二条	<u>炉心等</u>	<u>無</u>	=		
	第二十三条	熱遮蔽材	<u>無</u>	=		
	第二十四条	一次冷却材等	<u>無</u>	=		
	第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	<u>無</u>	=		
	第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	<u>無</u>	=	=	
	第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔 離装置等	<u>無</u>	=	=	
	第二十八条	一次冷却材処理装置	<u>無</u>			
	第二十九条	逆止め弁	<u>無</u>			
	第三十条	蒸気タービン	<u>無</u>	=		
	第三十一条	非常用炉心冷却設備	<u>無</u>	=		
	第三十二条	循環設備等	<u>無</u>	=		
	第三十三条	計測装置	<u>無</u>	=		
	第三十四条	安全保護装置	<u>無</u>	=	=	
	第三十五条	<u> 反応度制御系統及び原子炉停止系</u> 統	<u>無</u>			
	第三十六条	制御材駆動装置	<u>無</u>	=	=	
	第三十七条	原子炉制御室等	<u>無</u>	=	=	
	第三十八条	廃棄物処理設備等	<u>無</u>	=		
	第三十九条	<u>廃棄物貯蔵設備等</u>	<u>無</u>			
	第四十条	放射性物質による汚染の防止	<u>無</u>	=		
	第四十一条	生体遮蔽等	<u>無</u>	=		
	第四十二条	換気設備	<u>無</u>	=	=	
	第四十三条	原子炉格納施設	<u>無</u>	=	=	
	第四十四条	<u>保安電源設備</u>	<u>無</u>	=	=	
			•	•		

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前		変更後				備考
		技術基準の条項		公要性の有無	<u>適合性</u>	
			有・無	項・号		・原子炉補機冷却系
	第四十五条	<u>緊急時対策所</u>	<u>無</u>	=	=	 代替冷却装置の技術
	第四十六条	<u>警報装置等</u>	<u>無</u>	=	=	基準への適合性確認
	第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の 防止	<u>無</u>	<u> </u>	<u> </u>	
	第四十八条	ナトリウムの取扱い	<u>無</u>	_	_	を追加する。
	第四十九条	カバーガスの取扱い	<u>無</u>	<u>–</u>	<u>–</u>	
	第五十条	<u>準用</u>	<u>無</u>	<u>–</u>	<u>=</u>	
	第三章 重大事	事故等対処施設				
	第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	<u>無</u>	_	<u>–</u>	
	第五十二条	地震による損傷の防止	<u>無</u>	_	_	
	第五十三条	津波による損傷の防止	<u>無</u>	_	_	
	第五十四条	火災による損傷の防止	<u>無</u>	_	_	
	第五十五条	特定重大事故等対処施設	<u>無</u>		_	
	第五十六条	重大事故等対処設備	<u>無</u>	_	_	
	第五十七条	安全弁等	<u>無</u>		_	
	第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	<u>無</u>	_	_	
	第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧 時に発電用原子炉を冷却するため の設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減 圧するための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧 時に発電用原子炉を冷却するため の設備	<u>無</u>	=	_	
	第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	無	_	_	
	第六十五条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	<u>無</u>	_	_	
		,	•		•	

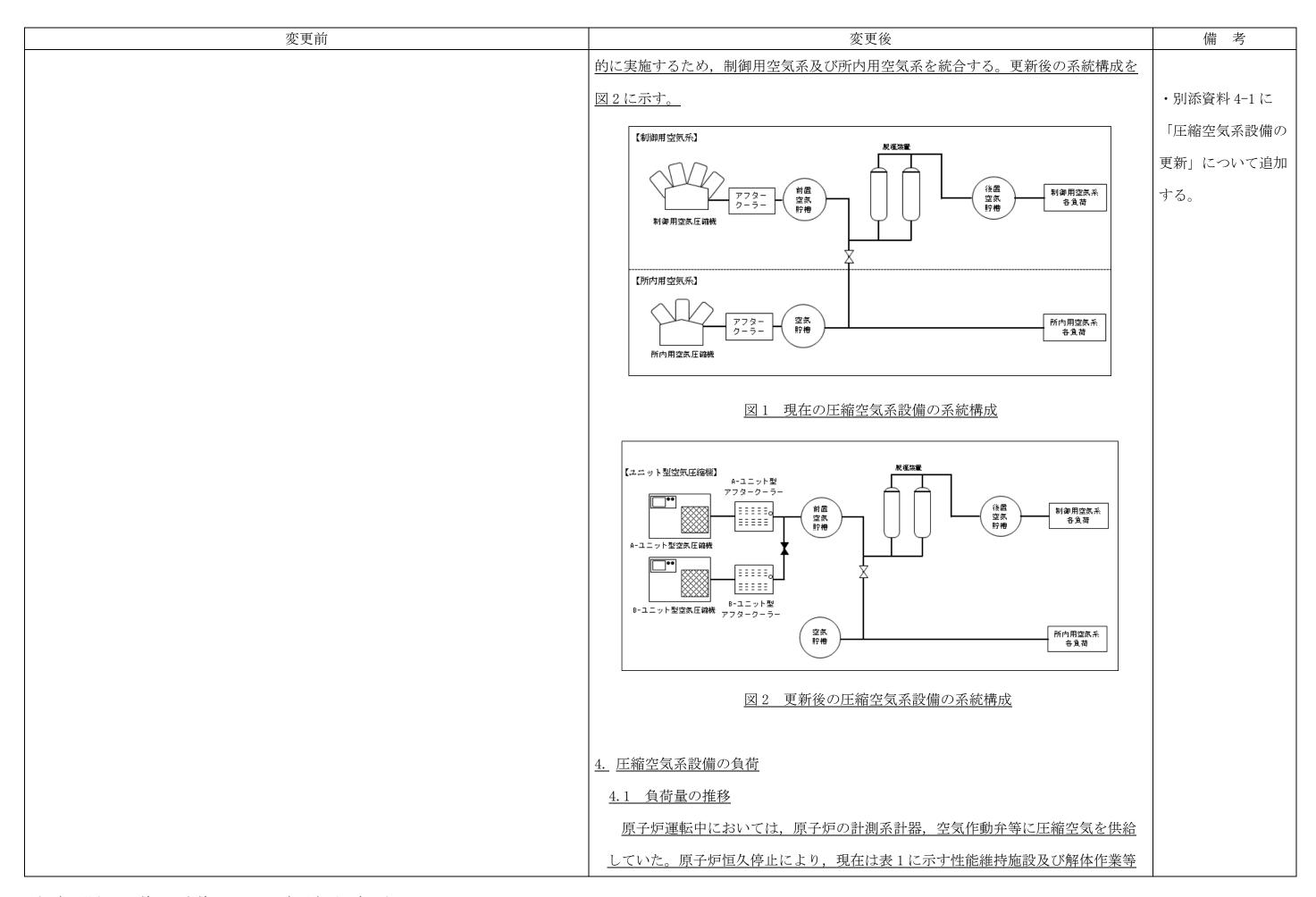
注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前		変更後				備考
		++	評価の必	必要性の有無	なる人 ロル	
		技術基準の条項	有・無	<u>項・号</u>	<u>適合性</u>	 ・原子炉補機冷却系
	第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	<u>無</u>	_	_	代替冷却装置の技術
	第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	<u>無</u>	_	_	基準への適合性確認
	第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損 傷及び原子炉格納容器の破損を防 止するための設備	<u>無</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	を追加する。
	第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及 び水の供給設備	<u></u> 無	_	_	
	第七十二条	電源設備	<u>無</u>	<u>–</u>	<u>–</u>	
	第七十三条	計装設備	<u>無</u>	_	<u> </u>	
	第七十四条	原子炉制御室	<u>無</u>	_	_	
	第七十五条	監視測定設備	<u>無</u>	=	_	
	第七十六条	緊急時対策所	<u>無</u>	_	=	
	第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	<u>無</u>	_	=	
	第七十八条	<u></u> 準用	<u>無</u>	_	=	
	第四章 雑則					
	第七十九条	電磁的記録媒体による手続	<u>無</u>	<u>–</u>	_	
				1	1	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	別紙 2−1	
	1. 廃止措置中の発電用原子炉施設に係る適合性について	•原子炉補機冷却系
	第三条の二に基づき,原子炉補機冷却系の代替冷却装置は,除熱対象機器ごとに附帯する冷却装	代替冷却装置の技術
	置として、除熱対象の設備と一体的に維持管理を行う。	基準への適合性確認
		 を追加する。
	【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】	
	(廃止措置中の発電用原子炉施設)	
	第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止	
	措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による	
	変更の認可又は届出があったとき、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定め	
	る性能維持施設(研開炉規則第百十条の二第十一号の性能維持施設をいう。) については,	
	第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところによ	
	<u>り, 当該施設を維持しなければならない。</u>	

変更前	変更後	備考
	<u>別添資料 4-1</u>	
	圧縮空気系設備の更新について	・別添資料 4-1 に
		「圧縮空気系設備の
	1. 目的	更新」について追加
	「ふげん」では,性能維持施設及び解体作業に用いる機械設備への圧縮空気を水冷	する。
	式のレシプロ型空気圧縮機により供給してきており、本圧縮機は設置後40年以上が経	
	過し、故障時における部品供給が困難な状況となっている。今後も廃止措置期間中	
	は、適切に圧縮空気を供給するため、既往の廃止措置計画に記載のとおり、空気圧縮	
	機を更新する。更新に当たっては、水冷式のレシプロ型から空冷式のユニット型に変	
	<u>更する。</u>	
	2. 圧縮空気系設備の更新概要	
	圧縮空気系設備のうち、更新対象については、ユニット型空気圧縮機及びユニット	
	型アフタークーラーを設置し、その後、制御用空気圧縮機及び所内用空気圧縮機並び	
	<u>にアフタークーラーは供用を終了する。また、設置するユニット型空気圧縮機及びア</u>	
	フタークーラーは、各々2台とし、1台を常用機、1台をバックアップとして予備機と	
	する。なお,前置空気貯槽以降の設備については,既設を供用する。	
	3. 圧縮空気系設備更新前後の系統状態	
	現在の圧縮空気系設備は、原子炉恒久停止により、圧縮空気の使用量が減少したこ	
	とから、制御用空気圧縮機1台で性能維持施設等に圧縮空気を供給している。また、	
	所内用空気圧縮機については、制御用空気圧縮機点検時等において、圧縮空気を供給	
	するために維持管理をしている。現在の系統構成を図1に示す。	
	なお、廃止措置段階においては、原子炉運転中に要求された多重化機能による系統	
	構成は不要であることから、空気圧縮機更新時には、今後の設備メンテナンスを合理	



変更前	変更後	備考
	に用いる機械設備に圧縮空気を供給している。廃止措置段階においては,万一,性	
	能維持施設に圧縮空気の供給が停止した場合であっても,空気作動弁等は,フェイ	・別添資料 4-1 に
	<u>ルクローズ等により弁(ダンパ)は閉止及び換気設備は停止することから、閉じ込</u>	「圧縮空気系設備の
	<u>め機能の維持により、放射性物質の拡散防止はでき、公衆への被ばく等につながる</u>	更新」について追加
	おそれはない。なお,原子炉運転中においても,外部電源喪失事故時には,換気設	する。
	備は停止することにより、同じく閉じ込め機能を維持しており、同様の考え方であ	
	<u>る。</u>	

変更前						変更征	发					備考
		主な供給先	使用済燃料貯蔵プールの浄化運転を実施していた場合には,脱塩器出入口弁が閉止するた 空気作動弁 め、浄化運転が停止する。なお、使用済燃料貯蔵プールの浄化運転は、プール水の水質(電 気電導度等)が悪化した場合に実施するものであり、緊急性はない。	機器ドレン廃液の処理を実施していた場合、機器ドレン廃液の処理が停止する。なお、機器空気作動弁 ドレン廃液の処理はバッチ処理で実施しており、廃液収集タンク (57 m²) 及び廃液サージタンク (57 m²) で機器ドレン廃液の保管が十分可能であることから、緊急性はない。	床ドレン廃液の処理を実施していた場合,床ドレン廃液の処理が停止する。なお,床ドレン空気作動弁 廃液の処理はバッチ処理で実施しており,床ドレン収集タンク (32 ㎡)で床ドレン廃液の保管が十分可能であることから,緊急性はない。	濃縮装置の液面の監視が不可 系の処理(蒸発濃縮装置運転 廃液の保管が十分可能である	監視計器	、たいたこれですがには、 プラス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	粉末廃樹脂の受入れ及び移送を実施していた場合,粉末廃樹脂の受入れ及び移送が停止す 空気作動弁 る。なお,本操作は,樹脂交換時に行われるものであり,復旧後に再開することから,影響 はない。	フィルタスラッジの受入れ及び移送を実施していた場合,フィルタスラッジの受入れ及び 整気作動弁 とから,影響はない。		・別添資料 4-1 に「圧縮空気系設備の更新」について追加する。
	■ ■ ■ ■ ■ 1 性能維持施設	名称 主	プール水 空後 空後 お却浄化系	— 控	 			粒状廃樹脂 貯蔵タンク	粉末廃樹脂 貯蔵タンク	 	i !	
] 	設備 (建屋)	使用済燃料貯蔵。	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	再生廃液処理系	洗濯廃液処理系	* 使用済イオン交 関	`\	フィルタ スラッジ 叶蔵 タンク	 	
		設備等の 区分	核燃料物質取扱設備		液体廃棄物の酸毒語倫	7. 朱政 届			固体廃棄物の廃棄設備			
		施設区分	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設				放射性廃棄物の廃棄施設				 - - -	

変更前	変更後	備考
	無 女 響 な な な	海料 4-1 に 空気系設備の について追加
	宝女 在	
	記備 (建屋) 名称	
	BE C F C C C C C C C C C C C C C C C C C	
	放射性廃棄物の廃棄施設のを乗権問題のの附属施設のの附属施設	

変更前					変更	後	備考
及人PIP	- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	T /k/ - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	排風機出口弁が「閉」となり、燃料貯蔵プール建屋換気系が停止する。なお、送風機入口弁 及び排風機出口弁が閉止することにより、放射性物質の閉じ込め機能は維持されることか ら、影響はない。	貯蔵室排風機及び焼却室排風機出口弁が「閉」となり、廃棄物処理建屋設備室換気系が停止 する。なお、送風機入口弁、貯蔵室排風機及び焼却室排風機出口弁が閉止することにより、 ┃ 放射性物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。			・別添資料 4-1 に 「圧縮空気系設備の 更新」について追加 する。
		6.1	空気作動弁	空気作動弁	空気作動弁	 	
	■ () ■		l	l	1	- 	
			燃料貯蔵プール 建屋換気系	廃棄物処理建屋 設備室換気系	セメント混練固化装置	- 	
	 	区分	47.1年一年	換私政備		- 	
	施設区分	71 XE	その他原子炉	の附属施設	専ら廃止措置に必要な主要装置	 	
	<u> </u>	_			/	,	

変更前	変更後	備考
	4.2 圧縮空気量について	
	現在の圧縮空気の使用量は、既設制御用空気圧縮機の運転データから算出する	・別添資料 4-1 に
	と,約5.7m³/minであり,ユニット型脱湿装置の再生空気量(2.8m³/min)を加算	「圧縮空気系設備の
	した合計は8.5m³/minである。この使用量は、制御用空気圧縮機容量(11.5m³/	更新」について追加
	min) の約74%であり、余剰分(約26%)の容量から、今後導入する設備(セメント	する。
	<u> 混練固化装置等)に供給する圧縮空気量を十分に確保できるため、設置する空気圧</u>	
	縮機の容量は、既設制御用空気圧縮機と同等以上とする。	
	なお、設置するユニット型空気圧縮機は、製造メーカにおける既製品とすること	
	から、既設制御用空気圧縮機と同等の容量以上に合致する既製品の空気供給量は、	
	<u>13. 2m³/min である。</u>	
	5. 圧縮空気系設備の必要な機能	
	原子炉運転中において圧縮空気系設備は,原子炉の計測系計器等に圧縮空気を供給	
	しており、原子炉を安全・安定運転するために重要な設備であった。このため、制御	
	用空気設備には、空気圧縮機が2台設置されている。また、これらの圧縮機が故障し	
	た際にも、安定的に圧縮空気を供給するため、所内用空気圧縮機が2台バックアップ	
	として使用できるよう多重化された構成となっていた。なお、廃止措置段階において	
	は、原子炉運転段階で要求されていた主要な設備について、機能要求が不要となり供	
	用を終了していることから、圧縮空気系設備について、多重化機能は不要である。	
	6. 圧縮空気系設備設置場所の移設	
	現在,圧縮空気系設備の主要機器(空気圧縮機,アフタークーラー等)は,ター	
	ビン建屋地下1階(保全区域)に設置されているが,本エリアは,廃止措置作業に	
	おける解体撤去物の搬送ルートと干渉し、解体作業を安全かつ合理的に進める上で	
	影響を及ぼす。このため、空気圧縮機及びアフタークーラーを設置する場所につい	

変更前	変更後	備考
	ては,原子炉施設内の専用の空気圧縮機小屋とする。	
		・別添資料 4-1 に
		「圧縮空気系設備の
		更新」について追加
		する。
<u>L</u>		

変更前		変更後				備考
		別添資料 4-	<u>-2</u>			
	「研究開発段階	発電用原子炉及びその附属施設の技	する規則」へ	の適合性確認	・圧縮空気系設備ユ	
						ー ニット型空気圧縮機
	圧縮空気系設備ユ	ニット型空気圧縮機の設計及び工事の	の方法に対	して、「研究開	 発段階発電用原	 <u> </u> の技術基準への適合
		の技術基準に関する規則」に掲げる				
	示すとおりである。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	XIII I V A		C X H (0) / (1)	
	<u> </u>	•		/ 亜州の大畑		
		技術基準の条項		必要性の有無	適合性	
	第一章 総則		有・無	項・号		
	第一条	適用範囲				
	<u>第二条</u> 第二条	定義		<u> </u>	_	
	第三条	特殊な設計による発電用原子炉施 設	<u>無</u>	=		
	第三条の二	<u> </u> <u> 応</u> <u> 廃</u> 止措置中の発電用原子炉施設	<u>有</u>	第1項	別紙 3-1	
	第二章 設計基					
	<u>第四条</u>	設計基準対象施設の地盤	<u>無</u>	=		
	第五条	地震による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第六条	津波による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第八条	立入りの防止	<u>無</u>	=	=	
	第九条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	<u>無</u>	=		
	第十条	急傾斜地の崩壊の防止	<u>無</u>	=		
	第十一条	火災による損傷の防止	<u>無</u>	=		
	第十二条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	
	第十三条	安全避難通路等	<u>無</u>	=		
	第十四条	安全設備	<u>無</u>	=	=	
	第十五条	設計基準対象施設の機能等	<u>無</u>	=	=	
	第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	<u>無</u>	=		
	第十七条	材料及び構造	<u>無</u>	_		

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前		変更後					
		世俗甘淮の久西		必要性の有無	淬		
		技術基準の条項	有・無	<u>項・号</u>	適合性	・圧縮空気系設備ユ	
	第十八条	流体振動等による損傷の防止	<u>無</u>	=	=	ニット型空気圧縮機	
	第十九条	安全弁等	<u>無</u>	=	=		
	第二十条	耐圧試験等	<u>無</u>	=	=	の技術基準への適合	
	第二十一条	監視試験片	<u>無</u>	=	=	性確認を追加する。	
	第二十二条	<u>炉心等</u>	<u>無</u>	=	=		
	第二十三条	熱遮蔽材	<u>無</u>	=	=		
	第二十四条	一次冷却材等	<u>無</u>	=	=		
	第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	<u>無</u>	=	=		
	第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	<u>無</u>	=	=		
	第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔 離装置等	<u>無</u>	=	=		
	第二十八条	一次冷却材処理装置	<u>無</u>	=	=		
	第二十九条	逆止め弁	<u>無</u>	=	=		
	第三十条	蒸気タービン	<u>無</u>	=	=		
	第三十一条	非常用炉心冷却設備	<u>無</u>	=	=		
	第三十二条	循環設備等	<u>無</u>	=	=		
	第三十三条	計測装置	<u>無</u>	=	=		
	第三十四条	安全保護装置	<u>無</u>	=	=		
	第三十五条	<u> 反応度制御系統及び原子炉停止系</u> 統	<u>無</u>	=	=		
	第三十六条	制御材駆動装置	<u>無</u>	=	=		
	第三十七条	原子炉制御室等	<u>無</u>	=	=		
	第三十八条	廃棄物処理設備等	<u>無</u>	=	=		
	第三十九条	<u>廃棄物貯蔵設備等</u>	<u>無</u>	=	=		
	第四十条	放射性物質による汚染の防止	<u>無</u>	=	=		
	第四十一条	生体遮蔽等	<u>無</u>	=	=		
	第四十二条	換気設備	<u>無</u>	=	=		
	第四十三条	原子炉格納施設	<u>無</u>	=	=		
	第四十四条	保安電源設備	<u>無</u>	=	=		
	L	1	1	ı	ı	ı	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前		備考				
	技術基準の条項		評価の必要性 は後其淮の冬頃		海瓜州	
	1文州 左中の未復	有・無	項・号	適合性	・ 圧縮空気系設備ユ	
	第四十五条	<u>緊急時対策所</u>	<u>無</u>	=	=	ニット型空気圧縮機
	第四十六条	警報装置等	<u>無</u>			
	第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の 防止	<u>無</u>	_	_	の技術基準への適合
	第四十八条	ナトリウムの取扱い	<u>無</u>	_	_	性確認を追加する。
	第四十九条	カバーガスの取扱い	<u>無</u>	_		
	第五十条	<u>準用</u>	<u>無</u>	_	_	
	第三章 重大事	事故等対処施設				
	第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	<u>無</u>	_	=	
	第五十二条	地震による損傷の防止	<u>無</u>	<u>–</u>	_	
	第五十三条	津波による損傷の防止	<u>無</u>	<u>–</u>	<u> </u>	
	第五十四条	火災による損傷の防止	<u>無</u>	_		
	第五十五条	特定重大事故等対処施設	<u>無</u>	_		
	第五十六条	重大事故等対処設備	<u>無</u>	_		
	第五十七条	安全弁等	<u>無</u>	_		
	第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	<u>無</u>	_	=	
	第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧 時に発電用原子炉を冷却するため の設備	<u>無</u>	=	<u>=</u>	
	第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減 圧するための設備	<u>無</u>	_	11	
	第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧 時に発電用原子炉を冷却するため の設備	<u>無</u>	=	<u>=</u>	
	第六十二条	<u>最終ヒートシンクへ熱を輸送する</u> ための設備	<u>無</u>	=		
	第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のため の設備	<u>無</u>	_		
	第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	<u>無</u>	<u>–</u>	<u> </u>	
	第六十五条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	<u>無</u>	_		
	第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	<u>無</u>	_	_	
	第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	<u>無</u>	_	_	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

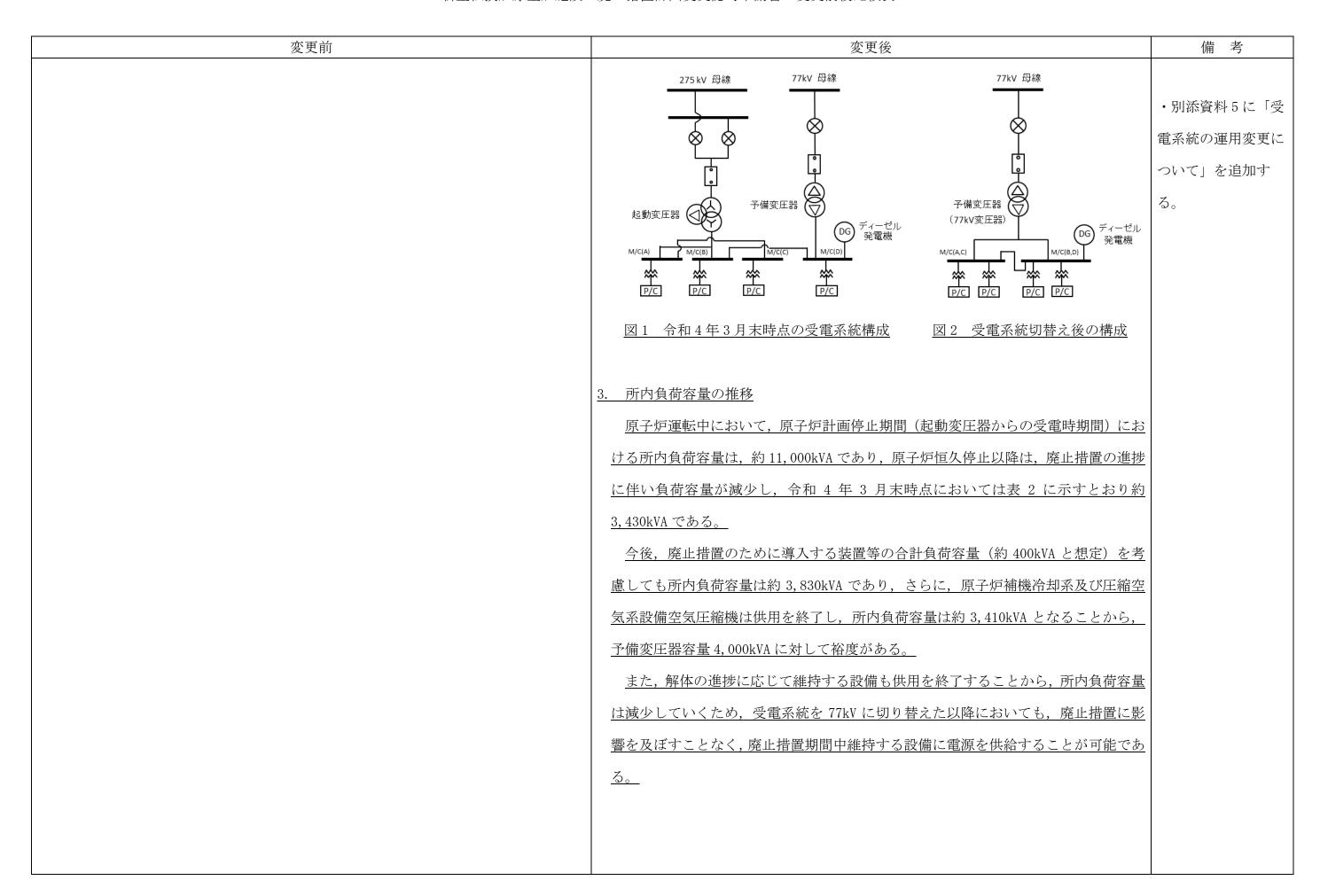
変更前						
		評価の必要性の有無			£	
	技術基準の条項	<u>技術基準の条項</u>	有・無	<u>項・号</u>	適合性	・圧縮空気系設備ユ
	第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	<u>無</u>	_	_	ニット型空気圧縮機
	第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	<u>無</u>	_	_	の技術基準への適合
	第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損 傷及び原子炉格納容器の破損を防 止するための設備	<u>無</u>	_	_	性確認を追加する。
	第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及 び水の供給設備	<u>無</u>	_	_	
	第七十二条	電源設備	<u>無</u>	<u> </u>	<u> </u>	
	第七十三条	計装設備	<u>無</u>	=	_	
	第七十四条	原子炉制御室	<u>無</u>	<u>–</u>	<u>–</u>	
	第七十五条	監視測定設備	<u>無</u>	_	_	
	第七十六条	緊急時対策所	<u>無</u>	_	_	
	第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	<u>無</u>	_	=	
	第七十八条	進用	<u>無</u>	_	_	
	第四章 雑則					
	第七十九条	電磁的記録媒体による手続	<u>無</u>	_	_	
		,				

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<u>別紙 3−1</u>	
	1. 廃止措置中の発電用原子炉施設に係る適合性について	・圧縮空気系設備ユ
	第三条の二に基づき,圧縮空気系設備ユニット型空気圧縮機は,性能維持施設である専ら廃止措	ニット型空気圧縮機
	置に必要な主要装置として維持管理を行う(本文6 表 6-1)。	の技術基準への適合
		性確認を追加する。
	【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】	
	(廃止措置中の発電用原子炉施設)	
	第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止	
	措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定によ <u>る</u>	
	変更の認可又は届出があったとき,その変更後のもの。以下この条において同じ。) で定め	
	る性能維持施設(研開炉規則第百十条の二第十一号の性能維持施設をいう。)については,	
	第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところによ	
	り、当該施設を維持しなければならない。	

変更前	変更後	備考
	別添資料 <u>5</u>	
	<u>加林貞村 0</u>	・別添資料5に「受
	受電系統の運用変更について	電系統の運用変更に
		ついて」を追加す
	受電系統については、廃止措置の進展に伴い、原子炉運転中と比較して電気電力量	る。
	が減少してきている。また、専ら廃止措置に必要な主要装置の導入による負荷電力量	
	を考慮しても 77kV 受電系統の予備変圧器容量で廃止措置期間中維持する設備へ電源	
	を供給できる状態にある。	
	このため、既往の廃止措置計画に記載のとおり、商用電源である受電系統を 275kV	<u></u>
	から 77kV に切替える。	
	2. 受電系統の系統概要	
	受電系統は、廃止措置期間中においても、維持する設備へ電源を供給するために必要である。	
	要な設備である。本系統は、275kV 受電系統及び77kV 受電系統から構成されており、	-
	通常時は275kVから所内電源負荷へ電源を供給している。	
	(1) 0001 V T T T (4)	
	(1) 275kV 受電系統	
	275kV 受電系統は、275kV 開閉所母線から商用電源を受電し、起動変圧器により	
	電圧を 6.9kV に降圧後に所内電源負荷へ電源を供給する設備であり,表1に示すと	-
	おり、開閉所母線2回線、起動変圧器1基から構成されている。	
	(2) 77kV 受電系統	
	77kV 受電系統は,77kV 開閉所母線から商用電源を受電し,予備変圧器により電	<u> </u>
	圧を 6.9kV に降圧後に所内電源負荷へ電源を供給する設備であり, 表 1 に示すとお	
	り, 開閉所母線1回線, 予備変圧器1基から構成されている。	
	原子炉運転中及び廃止措置以降,令和4年3月末時点における77kV受電系統の	-
	運用は予備電源であり、275kV 送電線事故等により 275kV 商用電源が喪失し、かつ、	-

	ィーゼル発電機から				
		ディーゼル発電機から電源供給できない場合に 77kV 受電系統から所内電源負荷へ			
	電源を供給する運用である。 今回,受電系統を 275kV から 77kV に切替えた以降において,77kV 受電系統は予備電源ではなく,常時受電する電源設備とする。			・別添資料5に「受	
<u> 4</u>				予 電系統の運用変更に	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				ついて」を追加す	
				る。	
	表 1 受電系統の主な仕様				
			77kV 受電系統		
	開閉所母線数	2 回線	1 回線		
	変圧器容量		予備変圧器(77kV 変圧器)		
		22, 000kVA	4, 000kVA		
<u>L</u>					
(3) 受	受電系統の切替え概	要			
	受電系統の切替えに際しては、77kV 受電系統から供給を開始して所内電源負荷 の振替接続を行い、275kV 受電系統からの受電を停止する。受電系統の切替えは、				
	令和5年3月から令和5年5月までを予定しており,切替え完了後,275kV 受電系 統の供用を終了する。				
	令和4年3月末時点の受電系統構成を図1に,受電系統切替え後の構成を図2に 示す。なお,予備電源装置の導入までは既往のディーゼル発電機を供用する。				
$\frac{\sqrt{N}}{2}$	9 。 /よね, 「畑 电仮	「表直の等八ま(は処任の)	イ・ビル光电機を採用する。		



変更前			変更後			備考
		表 2				
		所内負荷容量の推移			 ・別添資料5に「受	
		受電系統の主な負荷	原子炉運転中の	令和4年3月末時点	専ら設備等導入後	
			<u>負荷容量[kVA]*1</u>	<u>の負荷容量[kVA]*2</u>	の負荷容量[kVA]	電系統の運用変更に
	<u>6. 9</u>	原子炉補機冷却系海水ポンプ		<u>430</u>	<u>430</u>	ついて」を追加す
	<u>kV</u>	原子炉補機冷却水ポンプ		<u>350</u>	0*3	る。
	<u>高</u>	換気設備(原子炉補助建屋排風機)		<u>250</u>	<u>250</u>	
	<u>王</u> 電	取水口変圧器		20	<u>20</u>	
	気	海水電解装置整流器 重水精製装置電源		10	<u>10</u>	
	設	単小相衆表直电泳 K地区パワーセンタ		<u>50</u> <u>40</u>	<u>50</u> <u>40</u>	
	<u>備</u>	A-動力変圧器	<u>約 11,000</u>	820	820	
		B-動力変圧器		1, 150	1, 150	
		C-動力変圧器		130	130	
		D-動力変圧器		<u>180</u>	110*4	
		原子炉再循環ポンプ(解体設備)				
		循環水ポンプ(解体設備)				
		復水ポンプ(解体設備)				
	<u>導</u>	セメント混練固化装置				
	<u>入</u> <u>装</u>	原子炉補機冷却系代替冷却装置 ユニット型空気圧縮機	-			
	<u>置</u>	レベル2用モルタル充填固化装置	-		400*5	
	_	レベル1用廃棄体化処理・搬送装置			100	
		減容安定化処理装置				
		原子炉領域遠隔解体装置				
		負荷容量合計[kVA]	<u>約 11,000</u>	<u>約3,430</u>	<u>約3,410</u>	
		*1:起動変圧器からの受電状態として,	原子炉計画停止期間	の最大容量を想定し,平	乙成 14 年の計画停止期	1
	間(原子炉起動前状態)における受電電力量を基に概算(数値は公称値)					
		*2:令和2年の測定値を基に負荷容量を	・概算(数値は公称値))		
		* 3 : 原子炉補機冷却系代替冷却装置導入	.により,原子炉補機 .	冷却水ポンプは供用終了	• -	
		*4:ユニット型空気圧縮機導入により,	圧縮空気系設備空気	圧縮機は供用終了		
		*5:導入装置の最大負荷容量を想定して	「概算(数値は公称値))		

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。